

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業

(第2期・防災公園)

【添付資料1】

要求水準書

2025年7月

愛知県

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業目的	1
3 本事業の対象となるエリア・施設	3
（1）対象エリア	3
（2）計画地の平常運用時及び拠点運用時の役割	4
（3）対象施設	5
（4）整備方針	5
4 事業スキーム	6
（1）事業方式	6
（2）事業者の収入及び費用に関する事項	7
第2 事業者が行う業務の範囲・内容	8
1 統括マネジメント業務	8
2 設計及び建設業務	8
（1）設計業務	8
（2）建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）	8
3 開園準備業務	10
4 運営業務	10
5 維持管理業務	10
6 県が行う以下の業務との調整・協力	11
7 豊山町が行う以下の業務との調整・協力	11
8 事業期間（予定）	11
（1）特定事業契約の締結	11
（2）事業期間	11
（3）設計・建設期間	12
（4）運営・維持管理期間	12
9 遵守すべき法令等	12
（1）法令（施行令及び施行規則等を含む。）	12
（2）条例等	13
（3）基準・指針等	13
10 資格の取得	16
11 事業用地に関する事項	16
（1）神明公園における公園施設設置許可等	16
（2）土地の引き渡し	16
12 要求水準の変更	17

(1) 要求水準の変更の手続き	17
(2) 要求水準の変更に伴う契約変更	17
1 3 損害賠償・保険への加入	17
1 4 大規模修繕及び追加投資等の取扱い	17
(1) 平常運用時	17
(2) 拠点運用時及び拠点運用終了後	18
1 5 個人情報の保護	18
1 6 守秘義務の遵守	18
第3 統括マネジメント業務に係る要求水準	19
1 総則	19
(1) 基本方針	19
(2) 実施体制	19
2 業務の要求水準	19
(1) 統括マネジメント業務	19
第4 設計及び建設業務に係る要求水準	21
1 総則	21
(1) 基本方針	21
(2) 業務の前提条件	22
(3) 施設全体に関する事項	27
(4) 施設の機能及び性能に関する事項	40
(5) 設備の性能に関する事項	53
2 業務の要求水準	59
(1) 設計業務及び建設業務	59
第5 開園準備業務に係る要求水準	67
1 総則	67
(1) 業務の目的	67
(2) 業務の区分	67
(3) 業務の対象範囲	67
(4) 業務の期間	67
2 業務の要求水準	67
(1) 利用規約案策定業務	67
(2) 運営・維持管理業務の準備業務	69
(3) 予約方法整備・管理業務	69
(4) 料金の収受業務	70
(5) 広報業務	70
(6) 災害時等対応マニュアル作成業務	70

(7)	開園式典及び内覧会等の支援業務	71
(8)	開園準備中の維持管理業務	71
(9)	行政等への協力業務	72
第6	運営業務に係る要求水準	73
1	総則	73
(1)	業務の目的	73
(2)	業務の区分	73
(3)	業務の対象範囲	73
(4)	業務の対象期間	74
(5)	運営の基本要件（共通事項）	74
2	業務の要求水準	76
(1)	受付・予約管理・問い合わせ対応業務	76
(2)	利用料金の収受及び還付業務	77
(3)	施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務	77
(4)	広報業務	78
(5)	駐車場運営業務	79
(6)	スポーツ等各種イベントやその他事業の運営業務	79
(7)	拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務	81
(8)	拠点運用時の施設維持管理運営支援業務	82
(9)	災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務	83
(10)	事業期間終了時の引継業務	83
第7	維持管理業務に係る要求水準	84
1	総則	84
(1)	業務の目的	84
(2)	業務実施の考え方	84
(3)	業務の区分	84
(4)	点検及び故障等への対応	85
(5)	拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い	85
(6)	事業期間終了時の水準	85
2	業務の要求水準	85
(1)	建築物保守管理業務	85
(2)	公園保守管理業務	86
(3)	設備保守管理業務	87
(4)	什器・備品保守管理業務	89
(5)	衛生管理・清掃業務	89
(6)	保安警備業務	91

(7) 修繕・更新業務	92
(8) 植栽維持管理業務	93
(9) 外構施設保守管理業務	94
(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務	94
(11) 拠点運用時及び拠点運用終了後における現状復旧	95
第8 任意事業	96
1 基本的な考え方	96
2 任意事業の企画・実施	96
第9 組織運営	97
1 基本的な考え方	97
2 組織体制	97
(1) 統括管理責任者及び業務責任者の配置	97
(2) 業務担当者の配置	98
(3) 緊急時の体制	99
3 適切なモニタリング体制の構築と円滑な運用	99
(1) モニタリングの目的	99
(2) モニタリングの方法	99
(3) モニタリングの実施時期及び概要	99
※用語の定義	101

第 1 総則

1 本書の位置づけ

本書（守秘義務資料を含む。以下同じ。）は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、2025 年 7 月 7 日に特定事業として選定した愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者（以下「応募者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置づけるものであり、本事業の遂行に関し、県が事業者に要求する業務水準を示し、応募者の提案に係る具体的な指針となるものである。

2 事業目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点を整備することは急務となっている。

また、県・名古屋市は、全県一貫した消防教育を行う消防学校を共同設置し、防災教育体制の強化を図るとともに、県内全域の消防力の向上を目指している。

これらのことから、愛知県基幹的広域防災拠点（以下「防災拠点」という。）は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と防災公園として広く県民の利用を図るものとする。

さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体（行政機関、企業、地域団体、ボランティア団体、教育・研究機関等）と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを支援する場としても活用し、防災の先進地を目指す。

本事業では、防災拠点のうち、第 2 期として防災公園の整備・運営を実施することを目的としており、本事業を通じて、県民・企業、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。そのため、防災公園の整備・運営手法として、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的として PFI を導入することとし、施設の設計・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、カーボンニュートラルへの対応や SDGs（持続可能な開

発目標)を達成するものとする。

3 本事業の対象となるエリア・施設

(1) 対象エリア

対象エリア（以下「計画地」という。）は、防災公園エリア（防災公園（西側）エリア及び防災公園（東側）エリア。「名古屋都市計画公園 5・4・106号 愛知県防災公園」）及び神明公園エリア（豊山町が管理する神明公園の一部（航空館 boon、展望台等を除く。))で構成され、屋内運動施設のほか、広場（芝生、人工芝、全天候舗装）、多目的広場（1, 2）、イベントゾーンなどが含まれる。

本事業の対象外であるが、計画地に隣接して、消防学校エリア（「名古屋都市計画教育文化施設 1号 臨空消防学校」）及び豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等（「名古屋都市計画公園 3・3・321号 臨空第2公園」）（以下「豊山町エリア」という。）の整備が計画されていることに留意するものとする。消防学校エリアには、管理・教育棟、宿泊棟のほか、各種訓練施設などが含まれる。

なお、防災拠点へのアクセス道路並びに神明公園エリア、消防学校エリアの地下に設置される大山川洪水調節池及び防災公園（西側）エリアの地下に設置される防災拠点の雨水調整池の整備・管理運営業務は、本事業の対象範囲外とする。

図表 1-1 本事業の対象エリア（赤枠：防災公園エリア及び神明公園エリア）



（２）計画地の平常運用時及び拠点運用時の役割

防災公園は平常運用時と拠点運用時との役割が異なるため、これらを十分に踏まえ、本事業の各業務を遂行するものとする。

「平常運用時」は、憩い・交流の場やスポーツ等の場である防災公園としての役割を担い、「拠点運用時」は、活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を担う。

なお、「拠点運用時」とは、県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県が愛知県地域防災計画第３編に定める災害応急対策を行っているとき（愛知県第３非常配備に相当）を指す。また「平常運用時」とは、「拠点運用時」以外のときを指す。

図表 1-2 防災公園の平常運用時及び拠点運用時の役割

エリア		平常運用時の役割	拠点運用時の役割
防災公園	西側	防災公園（西側）エリア ・日常的な健康づくりやスポーツを楽しめる場を確保する。また、今後整備が見込まれる豊山町エリアに隣接した立地を活かし、賑わいの創出による地域活性化に寄与	支援物資エリア ・支援物資エリアとして、雨天時においても物資の集積に対応できる屋内空間と雨天時でも走行可能な舗装を整備し、全国からの支援物資等の集積・分配・備蓄が可能な機能を確保
	東側	防災公園（東側）エリア ・多目的運動スペースを確保する。また、オープンスペースを活かしたスポーツ、レクリエーション、憩い等の空間を提供するとともに、賑わいの創出による地域活性化に寄与	支援部隊エリア ・支援部隊エリアとして、自衛隊等のベースキャンプ用地となり、構造物等で阻害されないオープンスペースを確保
神明公園		神明公園エリア ・イベントゾーンを確保し、各種イベント等を通じて、地域コミュニティの繋がり強化や地域における交流を生み出す	支援部隊エリア ・支援部隊エリアとして、警察、TEC-FORCE 等の活動拠点となるベースキャンプ用地を整備し、構造物等で阻害されないオープンスペースを確保

図表 1-3 防災拠点（計画地外）の平常運用時及び拠点運用時の役割（参考）

エリア	平常運用時の役割	拠点運用時の役割
消防学校 （本事業 対象外）	消防学校エリア ・ 消防職員等への教育、訓練 ・ 防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成	本部機能エリア ・ 防災拠点の本部機能 ・ 迅速な医療搬送を行うための消防学校（本部機能・広域搬送拠点臨時医療施設 SCU 機能） ・ 支援部隊エリアとして、防災公園（東側）エリアと一体的な活用 ・ 拠点活動要員の休息・宿泊機能

（３）対象施設

本事業における対象施設の構成を下記に示す。

図表 1-4 施設構成

エリア	施設	諸室
防災公園	西側	屋内運動施設
		・ 屋内運動スペース
		・ 管理諸室（物資管理調整室）
		・ 備蓄倉庫
		広場（人工芝）
		—
	東側	ふれあい広場（人工芝）
		—
		広場（全天候型舗装）
		—
		駐車場
		—
		園路
		—
		公園管理事務所 （屋内運動施設と合築する提案も可）
		・ 事務室
		・ 倉庫
		・ シャワースペース
		・ 更衣室
神明公園	多目的広場（１）	—
	多目的広場（２）	—
	芝生広場	—
	駐車場	—
	園路	—
	イベントゾーン	—
	プレイロット	—
	駐車場	—
	園路	—

（４）整備方針

3つのエリア区分ごとに整備方針について示す。

ア 防災公園（西側）エリア

（ア）平常運用時

日常的な健康づくりやスポーツを楽しめる場を確保する。また、今後整備が見込まれる豊山町エリアに隣接した立地を活かし、賑わいの創出による地域活性化に寄与する。

（イ）拠点運用時

支援物資エリアとして、雨天時においても物資の集積に対応できる屋内空間と雨天時でも走行可能な舗装を整備し、全国からの支援物資等の集積・分配・備蓄が可能な機能を確保する

イ 防災公園（東側）エリア

（ア）平常運用時

多目的運動スペースを確保する。また、オープンスペースを活かしたスポーツ、レクリエーション、憩い等の空間を提供するとともに、賑わいの創出による地域活性化に寄与する。

（イ）拠点運用時

支援部隊エリアとして、自衛隊等のベースキャンプ用地となり、構造物等で阻害されないオープンスペースを整備する。

ウ 神明公園エリア

（ア）平常運用時

イベントゾーンを確保し、各種イベント等を通じて、地域コミュニティの繋がりが強化や地域における交流を生み出す。

（イ）拠点運用時

支援部隊エリアとして、警察、TEC-FORCE等の活動拠点となるベースキャンプ用地を整備し、構造物等で阻害されないオープンスペースを整備する。

4 事業スキーム

（１）事業方式

県は、本事業を実施するに当たり、前述の事業目的、整備方針等を踏まえ、将来の運営・維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求める。

そこで、防災公園の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案を

もとに整備対象施設の設計及び建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）を行った後、県に施設の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営、維持管理及び任意事業を行う方式（BTO（Build Transfer Operate）方式）により実施する。なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとする。

（２）事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりである。

事業者はア、イ及びウの算出根拠を示すものとする。

ア サービス購入料について

県は、事業者が特定事業を行う対価として、次に掲げるサービス購入料を支払う。

（ア）設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費等（開園準備費含む。）相当額（以下「設計・建設費等」という。）として、特定事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。

なお、整備対象施設のうち、屋内運動施設及び公園管理事務所以外の施設の建設業務は、造園・土木工事として県が予算を確保したうえで別途直接発注するため、当該造園・土木工事費については、設計・建設費に係るサービス購入料には含まれない。

（イ）運営・維持管理費に係るサービス購入料

県は、本事業における運営・維持管理費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約に定める手続に従い支払う。

なお、光熱水費については、サービス購入料に含めるものとする。

イ 利用料金収入について

県は、事業者を指定管理者に指定し、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、施設の利用に関する料金を、指定管理者である事業者の収入として収受させるものとする。

ウ 任意事業の費用について

応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む。）、事業者と連携する企業は、自らの責任及び費用負担において、任意の事業として、特定事業に連携した業務を行うことができる。

第2 事業者が行う業務の範囲・内容

1 統括マネジメント業務

本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、かつ事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。統括マネジメント業務は、以下の業務からなる。

- ① 統括管理業務
- ② 総務・経理業務
- ③ コストマネジメント業務

2 設計及び建設業務

事業者は、本書に示す要求水準を満たした施設の運営・維持管理を実現するために、設計、建設及びそれらに関連する業務を行うこと。なお、県と事業者における役割分担を図表 2-2 及び図表 2-3 に示す。

(1) 設計業務

事業者は、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす調査及び設計並びに申請及び届出を行うこと。(申請・届出については、一部県が行うものもある。)

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務及びその関連業務

(2) 建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）

事業者は、設計業務を踏まえ、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす施設の建設を行うこと。建設業務には、工事監理、備品等の設置、必要な諸手続、工事に伴う近隣対策等が含まれる。

- ① 建設業務及びその関連業務（県が直接発注する造園・土木工事において、当該工事の仕様書等に規定される監督業務は県が実施するものとする。）
- ② 工事監理業務（本業務については、屋内運動施設及び公園管理事務所に限らず、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア、神明公園エリアとする。）
- ③ 什器・備品調達・設置業務
- ④ 各種申請等
- ⑤ 完成後業務

図表 2-1 本事業の工事範囲



図表 2-2 設計業務における役割分担

		①事前調査業務	②設計業務及びその関連業務
防災公園（西側）	屋内運動施設	○	○
	屋内運動施設の周囲 2m 範囲	○	○
	インフラ（屋内運動施設の 2m 範囲）	○	○
	県が直接発注する造園・土木工事の範囲	○	○
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）	○	○
防災公園（東側）	公園管理事務所	○	○
	公園管理事務所の周囲 2m 範囲	○	○
	インフラ（公園管理事務所の 2m 範囲）	○	○
	県が直接発注する造園・土木工事の範囲	○	○
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）	○	○
神明公園	県が直接発注する造園・土木工事の範囲	○	○
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）	○	○

図表 2-3 建設業務における役割分担

		①建設及びその関連業務	②工事監理業務	③什器・備品調達・設置業務	④各種申請等	⑤完成後業務
防災公園（西側）	屋内運動施設	○	○	○	○	○
	屋内運動施設の周囲 2m 範囲	○	○	○	○	○
	インフラ（屋内運動施設の 2m 範囲）	○	○	○	○	○
	県が直接発注する造園・土木工事の範囲		○			
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）		○			
防災公園（東側）	公園管理事務所	○	○	○	○	○
	公園管理事務所の周囲 2m 範囲	○	○	○	○	○
	インフラ（公園管理事務所の 2m 範囲）	○	○	○	○	○
	県が直接発注する造園・土木工事の範囲		○			
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）		○			
神明公園	県が直接発注する造園・土木工事の範囲		○			
	インフラ（県が直接発注する造園・土木工事の範囲内）		○			

3 開園準備業務

事業者は、防災公園の開園までに、本書に示す要求水準を満たした開園準備を行うこと。開園準備業務は、以下の業務からなる。

- ① 利用規約案策定業務
- ② 運営・維持管理業務の準備業務
- ③ 予約方法整備・管理業務
- ④ 料金の収受業務
- ⑤ 広報業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアル作成業務
- ⑦ 開園式典及び内覧会等の支援業務
- ⑧ 開園準備中の維持管理業務
- ⑨ 行政等への協力業務

4 運営業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設運営を行うこと。運営業務は、以下の業務（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく、公の施設の指定管理者制度に伴う業務を含む。）からなる。

- ① 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ② 利用料金の収受及び還付業務
- ③ 施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務
- ④ 広報業務
- ⑤ 駐車場運営業務
- ⑥ スポーツ等各種イベントやその他の運営業務
- ⑦ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑧ 拠点運用時の施設維持管理運営支援業務
- ⑨ 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
- ⑩ 事業期間終了時の引継業務

5 維持管理業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設の維持管理を行うこと。維持管理業務は、以下の業務からなる。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 公園保守管理業務
- ③ 設備保守管理業務
- ④ 什器・備品保守管理業務
- ⑤ 衛生管理・清掃業務

- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 植栽維持管理業務
- ⑨ 外構施設保守管理業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

6 県が行う以下の業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、県が行う以下の業務との調整及び協力を行うこと。

- ① 埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査を含む。）
- ② 造成工事（擁壁工事を含む。）
- ③ 雨水調整池・幹線水路の維持管理
- ④ 大山川洪水調節池の建設工事、維持管理
- ⑤ アクセス道路（県道）建設工事、維持管理
- ⑥ 消防学校の設計・建設工事及び運営・維持管理
- ⑦ 防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事を含む。）
- ⑧ 消防学校での防災イベント等
- ⑨ 次世代高度情報通信ネットワーク整備
- ⑩ 愛知県行政情報通信ネットワーク整備
- ⑪ 空港進入路の設計・建設工事

※各工事・整備後の運営・維持管理との調整も含む。

7 豊山町が行う以下の業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、豊山町が行う以下の業務との調整及び協力を行うこと。

- ① アクセス道路（町道）建設工事
- ② 豊山町エリアの設計・建設工事等
- ③ 神明公園維持管理業務
- ④ イベント等

8 事業期間（予定）

（１）特定事業契約の締結

2026 年 7 月頃

（２）事業期間

事業期間は、対象施設の設計・建設期間が 2026 年 7 月から 2029 年 9 月までの 3

年3ヶ月間、運営・維持管理期間が2029年10月から2049年9月までの20年間とする。事業期間は、特定事業契約に定める事由に該当することで延長することができるものとする。

(3) 設計・建設期間

2026年7月から2029年9月までとする。2029年9月までに、開園準備業務も完了させること。

(4) 運営・維持管理期間

運営開始日から運営開始日の20年後の応当日の前日までとする。

9 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たっては、関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。

計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在することなどから、広範囲で埋蔵文化財が所在する可能性があるため、開発に当たっては、埋蔵文化財について、文化財保護法に基づき適切な対応をすること。

なお、記載のない各種関連法令等についても、遵守、準拠すること。

(1) 法令（施行令及び施行規則等を含む。）

- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 航空法
- ・ 河川法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 興行場法
- ・ 駐車場法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 景観法
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関

する法律

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 文化財保護法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 建設業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法
- ・ その他関係法令等

(2) 条例等

- ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・ 小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例
- ・ 愛知県都市公園条例
- ・ 豊山町都市公園条例
- ・ 小牧市都市公園条例
- ・ 愛知県建築基準条例
- ・ 西春日井広域事務組合火災予防条例（豊山町対象）
- ・ 小牧市火災予防条例
- ・ 愛知県木材利用促進条例
- ・ 小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ・ 豊山町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ・ 美しい愛知づくり条例
- ・ 小牧市都市景観条例
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ その他関係条例等

(3) 基準・指針等

- ・ 愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準
- ・ 豊山町開発行為等に関する指導要綱

- ・ 小牧市宅地開発等に関する指導要綱
- ・ 愛知県建築基準法第二十二條の規定による建築物の屋根を不燃材料でふかなければならない区域
- ・ 土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・ 土木工事現場必携（愛知県建設局）
- ・ 測量及び設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）
- ・ 発注者支援業務共通仕様書（愛知県建設局）
- ・ 建築設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ 昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機技術基準の解説
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築工事標準歩掛り
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 都市公園技術標準解説書（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修）
- ・ 造園施工管理技術編（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修）
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ・ ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修）
- ・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・ 遊具の安全に関する基準（一般社団法人日本公園施設業協会）
- ・ 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- ・ 植栽基盤整備技術マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監

修)

- ・ 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監修）
- ・ 屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）
- ・ 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・ 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（観光庁）
- ・ 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出・報告の手引き
- ・ 道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針（愛知県）
- ・ 愛知県地域強靱化計画（愛知県）
- ・ 愛知県帰宅困難者対策実施要領（愛知県）
- ・ 愛知県庁業務継続計画（愛知県）
- ・ 愛知県 SDGs 未来都市計画
- ・ 愛知県 SDGs 政策パッケージ
- ・ 県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン（愛知県）
- ・ 愛知県環境物品等調達方針
- ・ 建設リサイクルガイドライン
- ・ 木材利用の促進に関する基本計画（愛知県）
- ・ 航空保安無線施設管理規定（航空保安施設実施要領）（愛知県）
- ・ 河川工作物設置の審査手引き（Ver.1.01）（中部地方整備局監修・社団法人中部建設協会発行）
- ・ 愛知県情報セキュリティポリシー
- ・ その他関係基準等

10 資格の取得

業務の実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者を選任すること。

11 事業用地に関する事項

（1）神明公園における公園施設設置許可等

神明公園は豊山町が公園管理者となっている。県は神明公園の対象敷地について、無償で「公園施設設置許可」を受けることを想定している。なお、神明公園対象敷地において、事業者が収益事業を行う場合は、県は豊山町と協議を行う必要があることに留意すること。

（2）土地の引き渡し

特定事業契約締結後、県は事業用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する計画をそれぞれ定め、県による用地取得等の進捗に応じて、事業者は、あらかじめ特定事業契約書に定めた計画の調整の枠組みに従って、2029 年上半期完成に向けて業務を遂行することとする。各計画の調整の枠組み及び事業用地引渡しの遅延により当初完成予定日を超過した場合や事業者に増加費用が生じた場合における対応措置等については、特定事業契約書（案）において示す。

1 2 要求水準の変更

県は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。以下に、要求水準の変更に係る手続を整理し、これに伴う事業者の対応を規定する。

（１）要求水準の変更の手続き

県は、以下に該当する場合は、事前に事業者と協議のうえ、本書を見直すことがある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容を著しく変更したとき。
- ③ 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（２）要求水準の変更に伴う契約変更

県と事業者は、要求水準の変更に伴って、これに必要な契約変更を行うものとする。

1 3 損害賠償・保険への加入

事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

当該事象に備え、事業者は、運営・維持管理期間開始日までに、保険契約を締結し、運営・維持管理期間中、当該保険に引き続き加入すること。

必要に応じ、その他の保険等に参加し、本事業の安定的な運営に努めること。

1 4 大規模修繕及び追加投資等の取扱い

（１）平常運用時

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物、公園施設及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定であるが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者との協議のうえで大規模修繕を実施することがある。

修繕に関しては、日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新及び日常のメンテナンスを超えるような事項等は県と協議のうえ実施する。

なお、対象となる建築物、公園施設、設備、什器・備品、外構施設等の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、防災拠点の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議のうえで県による追加投資を行うことがある。

(2) 拠点運用時及び拠点運用終了後

拠点運用に起因し発生した施設の損傷・汚損に対する現状復旧費用は県が負担する。

1 5 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める個人情報については、愛知県個人情報保護条例等に従って適正な管理を行い、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じること。

1 6 守秘義務の遵守

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取り扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

第3 統括マネジメント業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

- ・ 本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。
- ・ 事業者は、事業の推進及び会社運営において必要となる業務として、「2 業務の要求水準」に示す業務内容のほか、自ら必要と判断した業務を実施すること。
- ・ 今後、事業を進める第1期・消防学校事業及び豊山町が行う豊山町エリアの整備との業務調整を適切に行うこと。

(2) 実施体制

- ・ 本事業全体を統括する責任者として、統括管理責任者を配置すること。なお、統括管理責任者には、本事業の目的や業務内容全般を十分に踏まえたうえで、本事業に係る個別業務を一元的に統括管理し、本事業全体を取りまとめることができる者を配置すること。
- ・ 業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を統括管理業務担当者として配置すること。
- ・ 統括管理責任者及び統括管理業務担当者については、業務の開始前に県に届け出ること。変更する場合も同様とする。

2 業務の要求水準

(1) 統括マネジメント業務

業務区分は以下のとおりとする。

ア 統括管理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 業務全体を一元的に管理するために、統括管理責任者及び個別業務の責任者の役割・責任分担を明確にして実施体制を構築する。
- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて個別業務の責任者を集めた会議を開催するなど、各個別業務間の情報共有や業務調整を適切に行う。

(イ) 業務の詳細

- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて県や関係機関等の主催する会議に出席し、これらと調整を行い、県を含む関係者に対して適切に情報提供する。
- ・ 統括管理責任者は、事業年度ごとに、年度管理計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに県に提出し、承諾を得る。なお、内容を変更する

場合は、事前に県に届け出て、県の承諾を得る。

- ・ 統括管理責任者は、年度管理報告書を事業年度終了後、毎年6月末日までに、県に提出する。
- ・ 統括管理責任者は、個別業務の責任者が作成する年度業務計画書及び年度業務報告書を確認し、県に提出する。

イ 総務・経理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 予算作成、収入・経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 施設の運営・維持管理に当たり、施設の運営業務及び維持管理業務と任意事業の間においては明確な会計区分を行う。
- ・ 事業年度ごとに事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及び財務諸表を県に提出する。
- ・ 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行う。なお、文書等の管理規則又は管理要領を定め、破損・紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行う。
- ・ 施設、設備及び備品については、県と協議を行い、施設台帳・公園台帳・設備台帳・備品台帳を作成し、保管する。
- ・ 事業期間終了時には、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存する。

ウ コストマネジメント業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 防災公園の設計・整備及び運営・維持管理に当たっては、施設運営におけるサービス提供等に係るサービス内容の充実や品質の向上を実施する一方、施設整備及び施設維持管理においては経費支出の適正化・効率化を図ることができるよう、事業期間全体にわたって適切なコストマネジメントの手法を導入し、それに基づいた管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 具体的なコストマネジメント手法については事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ定める。

第4 設計及び建設業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

ア 公園施設としての魅力度向上

- ・ 県民等の利用者が憩えるような開かれた空間・機能を配置するとともに、訪れてみたくなる魅力的な空間デザインや快適性・利便性の高い動線を計画すること。
- ・ 県は、計画地を防災意識・防災能力の向上・育成及び防災ビジネス・スタートアップの支援に資するような施設としても活用していくこととしているため、その役割が果たせるよう計画すること。

イ 基幹的広域防災拠点としての機能

- ・ 南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風などの大規模災害時に、基幹的広域防災拠点の中核施設である消防学校と一体的に運用し、全国から人員・物資を受け入れ、県内全域に供給し、県内約130箇所をはじめとした防災活動拠点の後方支援機能を有し、さらに中部圏の被災地への応援にも貢献できる施設とすること。
- ・ 拠点運用時の機能として、警察や自衛隊などの支援要員のベースキャンプ機能、緊急支援物資の備蓄と中継・分配機能を確保すること。
- ・ 大規模災害時にライフラインが途絶した場合でも、第1期・消防学校と一体として電気・水・通信等を確保でき防災活動拠点としての機能を維持すること。

ウ 豊山町エリアについて

- ・ 防災公園の南側の隣接地に豊山町による賑わい施設・避難所（アリーナ）等の整備が計画されている。防災公園の整備・運営においては、豊山町エリアとの連携や相乗効果をもたらすよう考慮して計画すること。

エ 景観との調和

- ・ 県民共有の財産として親しみやすく便利でかつ安全に利用可能な公園や公共施設とするとともに、品格があり、周辺の景観と調和がとれる施設とすること。
- ・ 第1期・消防学校事業及び豊山町が行う豊山町エリアの整備と調整し、可能な範囲で意匠等の調和を図ること。

オ ユニバーサルデザインへの対応

- ・ 不特定多数が利用する施設の設計に当たっては、視認性及び誘導性の高いサイ

ン表示を行い、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。また、あらゆる利用者が防災公園を円滑に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、及び「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき計画すること。

カ ライフサイクルコストの低減

- ・ 必要な機能及び性能を将来にわたって保持しつつ、維持管理のしやすい防災公園とすること。さらに、ライフサイクルを通して、メンテナンス費用を低減可能な施設とすること。

キ カーボンニュートラルへの対応

- ・ カーボンニュートラルの実現に積極的に寄与する高い環境性能を有する施設として、施設の設計・建設及び運営・維持管理業務の計画及び実施においては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、施設のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化を実現すること。

ク SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・ SDGs の達成期限である 2030 年の愛知県のあるべき姿（経済・社会・環境の三側面における調和のとれた、活力と持続力を兼ね備えた大都市圏「愛知県 SDGs 未来都市計画」）を先導する施設とすること。

ケ 関係行政機関からの要望の対応

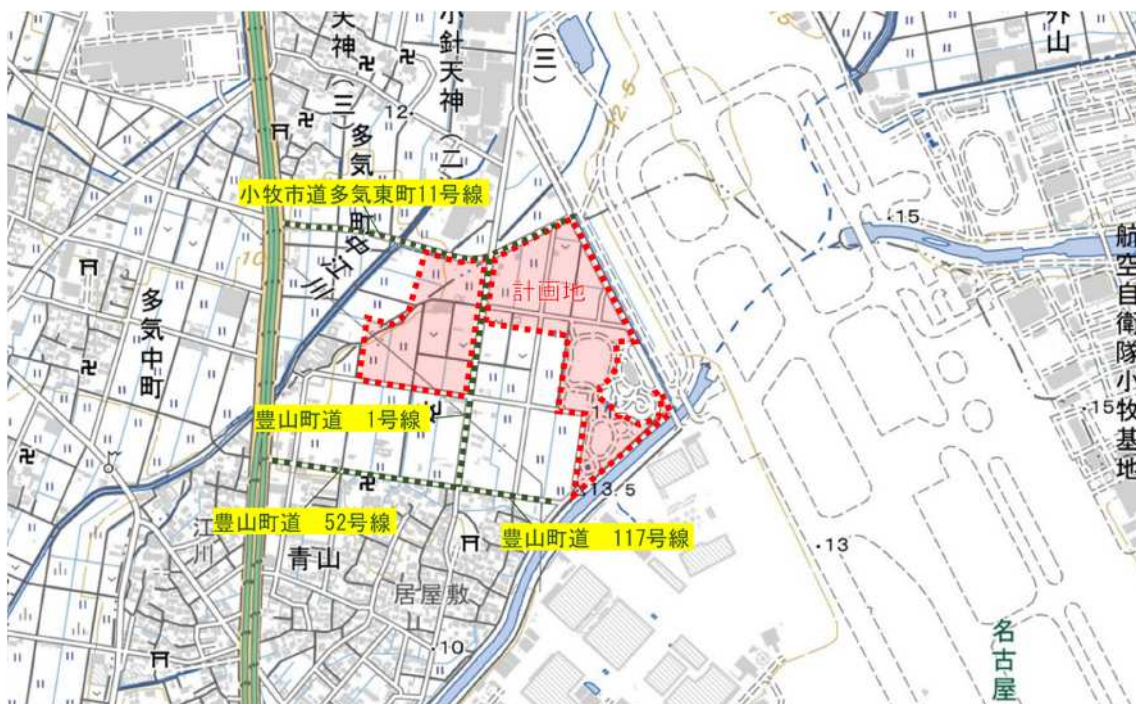
- ・ 事業者は各業務を行うに当たり、関係行政機関からの要請や意見に配慮し、その要望に応えられる施設整備を実現すること。豊山町が整備する豊山町エリアとの各種調整事項（景観、ゾーニング、サイン計画等）は、設計段階から会議体を設置し実施することを想定している。

（２）業務の前提条件

ア 位置図

- ・ 本事業の位置図を下記に示す。

図表 4-1 本事業の位置図



出典：地理院地図より作成

イ 敷地条件

- ・ 施設整備に当たっての敷地条件等は以下のとおりである。電気、都市ガス、通信については、県と協議の上、事業者にて接続箇所・方法等を決定すること。なお、計画地の水道のインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が整備することから、業務分担、施工方法及び接続箇所等について、県と協議のうえ実施すること。
- ・ なお、消防学校エリアの上水道は小牧市から防災公園（東側）エリアを経由して接続されるため、設計にあたっては消防学校エリアの事業者との調整を実施すること。

（ア）計画地の条件

- ・ 計画地は、豊山町青山地区に位置する約 11.6ha の民地及び豊山町有地である。民有地は県が 2022 年度後半から用地取得に着手し、2025 年度内に契約完了、2026 年度内に県への引渡し完了を目指している。敷地（図表 2-1 の本事業工事範囲）については県が造成工事（擁壁工事を含む。）及び完了検査を実施後、2027 年 7 月までに事業者に引き渡す予定である。県は、計画地引き渡しまでの間、事業者と協力をする。

図表 4-2 計画地の条件

項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	愛知県防災公園敷地面積：約 8.9ha（約 89,000 ㎡） 神明公園のうち対象敷地面積：約 2.7ha（約 27,000 ㎡）
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
容積率/建蔽率	200%/60%
防災公園・神明公園の建蔽率等の上限	建蔽率 2 %（都市公園法第 4 条） 運動施設の建蔽率 10%（都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号） 運動施設においては、10%を限度として上記の都市公園法で定める建蔽率を超えることができる。 建蔽率は、愛知県防災公園及び神明公園（対象範囲外も含む。）それぞれの公園単位で上限内に収めること。 運動施設の敷地面積 50%（都市公園法施行令第 8 条）
高压線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っている。一般的に労働安全衛生規則等では、作業における電線との最小離隔距離が定められている。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC（無線標識設備）がある。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物の影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない。
空港周辺における建築物等設置の制限	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある。このため、制限表面を超える高さの物件（建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む。）を設定することは航空法で禁止されている。
隣接地における整備	計画地に隣接し、愛知県が消防学校の整備を、豊山町が賑わい施設・避難所（アリーナ）等（豊山町エリア）の整備を行う予定である。
その他	防災拠点北側（小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） 計画地南側（豊山町道 52 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）及び町道 117 号線、幅員 12m） 計画地中央（豊山町道 1 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道は、本事業の整備に合わせ工事を行う。県は供用開始までの間、

項目	概要
	事業者に協力する。

(イ) インフラ条件

- ・ 事業用地周辺のインフラ整備状況は、以下のとおりである。詳細については、守秘義務資料を参照すること。
- ・ 各種インフラの引き込みは、計画地に新たに引き込むこととするが、引き込むインフラについては、事業者の提案による。
- ・ 事業者が建設する屋内運動施設及び公園管理事務所への引き込みに必要な許可申請等にかかる手続き及び費用は事業者負担とする。
- ・ 県が事業者の設計に基づき直接発注する造園・土木工事部分への引き込みに必要な許可申請等にかかる手続き及び費用は県負担とする。

図表 4-3 インフラ条件

項目	整備状況	整備・管理	内容・スケジュール等
電気	未整備	事業者	電気引き込みは、計画地周辺において県道整備工事による無電柱化に伴う電線共同溝の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が中部電力パワーグリッド株式会社と協議を行うこと。
都市ガス	未整備	事業者	ガスの引き込みは、計画地周辺において県道整備工事によるガス中圧導管敷設の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が東邦ガス株式会社と協議を行うこと。
通信	未整備	事業者	通信の引き込みは、計画地周辺において県道整備工事による無電柱化に伴う電線共同溝の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が通信事業者と協議を行うこと。
上水道	未整備	事業者	上水の引き込みは、上水道の耐震化工事が進捗している小牧市からとする。引き込みの詳細については、事業者が小牧市と協議を行うこと。なお、消防学校エリアの上水道は小牧市から防災公園（東側）エリアを経由して接続されるため、設計にあたっては消防学校エリアの事業者との調整を実施すること。
下水道（雨水）	一部整備済み	事業者	雨水については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流出抑制の対象となっていることか

項目	整備 状況	整備・ 管理	内容・スケジュール等
			ら、計画地内の雨水を県が整備する調整池に導く計画である。詳細については、県と調整を行うこと。
下水道 (污水)	未整備	事業者	汚水は、2029 年 4 月の消防学校供用開始時期において、豊山町は計画地を公共下水道の供用開始区域とする計画がある。接続の詳細については、事業者が豊山町と協議を行うこと。
井水	未整備	提案のある場合は事業者	井水の利用は、事業者が県と協議を行うこと。

(ウ) 計画地及び周辺の現況

- ・ 計画地において、県が造成工事前に大山川の洪水調節池の整備工事を行う。調節池の上部耐荷重は、「活荷重 (T-25)」(土被りは 50 cm 以上) にて設計を行っているため、県が行った設計に準拠すること。詳細は、守秘義務資料を参照のこと。
- ・ 大山川調節池上部利用について河川占用許可を県が申請する。事業者は、県の求めに応じて協力するものとする。
- ・ 計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地(青山神明遺跡。マップあいち内「愛知県文化財マップ(埋蔵文化財・記念物)」参照)である。県は、事業用地の引き渡しまでに、「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」において示した建築物配置に基づき、埋蔵文化財調査を行う予定である。埋蔵文化財調査の対象範囲は、守秘義務資料参照のこと。

なお、文化財保護法第 94 条第 1 項に基づく手続きが必要になる。手続きに当たっては、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室と協議を行うこととしており、事業者は、これに協力すること。

- ・ 県は、埋蔵文化財調査、造成工事について効率的及び効果的な方法により調査及び工事を行う予定である。事業者は、これに協力すること。
- ・ また、埋蔵文化財調査の対象範囲内において、県は不発弾調査を実施する予定である。調査対象範囲外については、事業者が必要と認める場合は、県と協議のうえ事業者が不発弾調査を行うものとする。なお、不発弾が発見された場合は県の協力を求めることができる。
- ・ 事業者の提案により、調査対象範囲外の敷地で埋蔵文化財調査及び不発弾調査が必要となる場合は、原則、事業者において調査を実施することとするが、特定事業契約締結後速やかに県と協議を行う。調査の要否及び文化財保護法

に基づく手続きに係る協議については、県がこれに協力する。

(3) 施設全体に関する事項

ア 配置・動線計画

(ア) 防災公園エリア・神明公園エリアの考え方

a ゾーニング

- ・ 拠点運用時には、東側区画（消防学校エリア・防災公園（東側）エリア・神明公園エリア）は各部隊のベースキャンプ、西側区画（防災公園（西側）エリア）は広域物資輸送拠点として活用する。ベースキャンプ、広域物資輸送拠点に必要な面積を確保しつつ、公園施設のレイアウトを行うこと。
- ・ 隣接する豊山町エリアと連携し、利用者が防災公園と豊山町エリアを円滑に往来できるよう、連続性、回遊性に考慮して計画すること。
- ・ 屋内運動施設及び公園管理事務所など、埋蔵文化財の発掘調査に影響を及ぼす公園施設の配置については、「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/552381.pdf>)において示した建築物配置を踏襲する。ただし、提案に基づき建築物配置を変更する場合は、県と協議を行い県の承認を得ることとする。

b 動線

防災公園エリア、神明公園エリア内の動線について、平常運用時、拠点運用時それぞれの観点から以下のとおり整理する。

【平常運用時の動線】

- ・ 本公園へのアクセスはバス及び車が主要な手段となる。園内の動線は各エリアに配置した駐車場が始点となり、そこから計画地内を歩いて、目的とする施設に安全にアクセス可能なものとする。
- ・ 各駐車場から目的地となる施設までの動線に配慮すること。

【拠点運用時の動線】

- ・ 拠点運用時には、防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアは各部隊のベースキャンプ、防災公園（西側）エリアは広域物資輸送拠点として活用する。
- ・ 警察、自衛隊及び TEC-FORCE の部隊は物資輸送車との混線を避けるため、物資輸送車は国道 41 号多気中町東交差点から現小牧市道多気東町 11 号線、豊山町道 1 号線を通り物資輸送車は防災公園（西側）エリアに進入する計画とする。物資輸送車の動線計画は、主園路を通行する車両動線とし、人やフォークリフトとの錯綜を避けた分かりやすい計画とすること。

- ・ 物資輸送車の退出については、防災公園（西側）エリア北側から退出し現小牧市道多気東町 11 号線を通過し、国道 41 号多気中町東交差点へ行くルートとする。
- ・ 物資輸送車の進入退出動線は、エリア内での部隊の錯綜を防ぐため一筆書きの動線とすること。
- ・ 名古屋空港への進入路の整備が県において計画されているため、設計等に際しては県と必要な調整を行うこと。

（イ）園路及び消防学校管理用通路における計画の考え方

事業者は、防災拠点全体の配置・動線計画を踏まえ、第 1 期・消防学校事業及び豊山町エリアとの接続・連携について留意すること。

a 配置

【主園路】

- ・ 災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する園路を「主園路」とし、公園内を横断するように配置する。
- ・ 平常運用時には、歩行者利用が中心である。

【副園路】

- ・ 駐車場から施設へのアクセスや東西区画の往来など歩行者利用が中心で、主園路を補足するように「副園路」を配置する。

【消防学校管理用通路】※第 1 期・消防学校事業において整備（参考）

- ・ 消防学校エリア内の消防学校外周に、災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する通路として「消防学校管理用通路」を配置する。
- ・ 「消防学校管理用通路」は別途整備する第 1 期・消防学校事業の対象とする。
- ・ 「主園路」及び「副園路」は第 2 期・防災公園の建設業務の対象とするため、事業者は「消防学校管理用通路」との配置等の調整についても考慮する。

図表 4-4 園路及び消防学校管理用通路の計画（参考）



図表 4-5 広域物資拠点の進入退出ルート（参考）



図表 4-6 自衛隊の進入退出ルート（参考）



図表 4-7 警察の進入退出ルート（参考）



図表 4-8 TEC-FORCE の進入退出ルート（参考）



図表 4-9 消防の進入退出ルート（参考）



図表 4-10 広域搬送拠点臨時医療施設 SCU の進入退出ルート（参考）



b 幅員

【主園路】

- ・ 大型車が対面ですれ違うことが可能な、7 m（3.5m対面）以上の通路幅員を確保すること。

【副園路】

- ・ 歩行利用が中心であるが、管理用トラックなどの走行も想定されるため、利用者とトラック1台がすれ違うことが可能な幅員として5 m程度とする。

c 舗装仕様

【主園路】

- ・ 平常運用時は園内のメイン通路となり、利用者が多く利用する。
- ・ 景観性に配慮した舗装とする。
- ・ 拠点運用時において、防災拠点（西側）エリアでは、大型車両（災害対応車両、物資輸送車など）が1日最大500台、防災公園（東側）エリアでは大型車両（災害対応車両、物資輸送車など）が1日最大900台走行可能な舗装構成を採用すること。

- ・ 設計時においては、CBR 試験を実施して、必要な舗装構成を設定する。

【副園路】

- ・ 拠点運用時も、歩行者や管理用車両程度が通行可能な舗装構成とする。
- ・ 主園路同様景観性に配慮した舗装とする。
- ・ 管理用車両対応の舗装構成については、公益財団法人日本道路協会の舗装設計便覧、舗装施工便覧などの基準を基に舗装構成を設定する。
- ・ 計画地内の雨水浸透・流出抑制、園路での水溜り防止などを考慮して、透水性舗装を採用することができる。

(ウ) 空港アクセスへの対応

a 空港進入路の設置

- ・ 県は、大規模災害時における拠点－空港の最短経路となるよう、拠点と空港とが隣接する箇所において災害用空港ゲートを県が新設する予定である。

b 空港ゲート新設に伴う要求水準

- ・ SCU による広域医療搬送車両（救急車）や空輸による物資搬送車両（自衛隊車両）が他機関の車両と混線しないよう考慮した動線とすること。また、拠点－空港間を迅速に通過し得る経路とするとともに、消防学校エリアと防災公園エリアの接続部分について配慮すること。

イ 仕上げ計画

- ・ 建築物内外の仕上げについては、周辺の建築・自然環境との調和を積極的に図り、保全・清掃が容易な施設にするとともに、防災拠点として支障なく運用できるように計画すること。
- ・ 設計時においては、第1期・消防学校事業及び豊山町エリアの関係者の見解を踏まえ、仕上げ計画の調和を図ること。
- ・ 仕上げ材の選択においては、各諸室の用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組合せを選ぶこと。また、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等、人体に害を及ぼす恐れのある化学物質の削減や、改修時・解体時における環境汚染防止を実施すること。

ウ 設備・備品

- ・ 屋内運動施設及び公園管理事務所の各諸室に設置する設備・備品等については、事業者が提案し、調達すること。
- ・ 県が調達する什器・備品については守秘義務資料にて示す。

エ 緑地・植栽計画

- ・ 本事業において、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年 3 月 30 日条例第三号）に基づく大規模行為の届出（変更）を尾張県民事務所環境保全課に提出する必要があるため、県に協力すること。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアを対象とし、愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領第 54 での緑地に関する基準は、上記対象範囲の 30%以上の緑化を確保するものとされている。本制度の詳細については、「大規模行為届出の手引（愛知県 令和 4 年 4 月）」を参照すること。なお、上記の緑地は、1.5m 幅以上の植栽（樹木又は芝生）でエリアを囲むことにより、囲われた面積（屋内運動施設の建築物や、多目的広場などの有料施設等の面積を除く。）を緑地面積として含むことができる。

（ア） 植栽計画の考え方

- ・ 防災公園における植栽の目的は、公園内における緑環境とともに、新たに緑ある景観を創出することが挙げられる。また、公園内ではあらゆるレクリエーションが想定されており、その利用者のための緑陰の確保なども挙げられる。
- ・ 植栽には在来種を使用することができる。
- ・ 防災公園は県内の防災活動拠点の後方支援を担う拠点であり、拠点運用時には物資拠点や自衛隊、警察、TEC-FORCE のベースキャンプ等として活用し、様々な活動が想定されていることから、植栽配置が拠点運用時の活動動線に干渉しないこと。
- ・ 設計時においては、第 1 期・消防学校事業及び豊山町エリアの関係者の見解を踏まえ、植栽計画の調和を図ること。

（イ） 配置

- ・ 計画地中央については、拠点運用時の活動動線と干渉するため、計画地境界の縁辺部や多目的広場（1）、多目的広場（2）などの施設際に配置すること。

オ その他

事業者は以下に示す考え方等を踏まえ計画すること。

（ア） 愛知県産材の利用について

- ・ 愛知県産材の利用に積極的に努めること。なお、木材については、原則、県産木材を使用することとするが、やむを得ず使用できない場合は、県と協議すること。

(イ) VORTAC に関する事項

- ・ 計画地に隣接する現名古屋 VORTAC は、既存周辺施設により既に「 1.6° 」程度の誤差が生じているため、本事業により整備する施設によって生じる誤差は、残り「 1.4° 」程度以内に収めなければならない。なお、県では「愛知県基幹的広域防災拠点の整備イメージについて」に示した建物配置計画において国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行っており、誤差の限界値「 3° 」以内に収まっていることを確認している。詳細は守秘義務資料において示す。
- ・ 基本設計完了時までに国土交通省大阪航空局にて電波障害シミュレーションを実施できるよう業務を進めること。電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「 3° 」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする。ただし、県が策定した防災拠点の基本計画を踏襲した場合には県と協議の上、協力を求めることができる。事業者の発案による更なる合理化を図るため屋内運動施設及び公園管理事務所の合築等も認める。その場合提案時における電波障害シミュレーションは求めない。
- ・ 工事期間中や工事完了後、VORTAC への影響がないか国土交通省大阪航空局が、航空検査を実施する予定である。その際、事業者は航空検査に協力すること。
- ・ 設計・建設業務、運営・維持管理期間中に無線機器等を使用する場合には、名古屋空港の無線局へ妨害を生じさせないよう「技術基準適合マーク」の表示がある無線機等を使用すること。また、設計・建設業務、運営・維持管理期間中の工程表、作業体制表等、国土交通省大阪航空局が必要とする書類を提出すること。
- ・ 国土交通省大阪航空局との協議については、県も協力する。事業者は、県の求めにより協議に必要な書類を作成すること。

(ウ) ユニバーサルデザインに関する視点

- ・ 案内サインについては、各施設の位置関係が分かるよう、文字の大きさ、デザイン、色調、ピクトグラムを活用などユニバーサルデザインへの配慮とともに耐久性にも配慮し、計画地の適切な場所に配置すること。
- ・ エントランスは車椅子が通れるバリアフリー構造とし、雨に濡れても滑らない材質を使用し、冬季間の凍結防止対策を施すこと。
- ・ 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止に係る適切な措置を講ずること。また、通行に支障を及ぼす突出物を設けないよう配慮するとともに、各所

コーナーの出隅部分には面取りやコーナーガードを設ける等の安全措置を講ずること。さらに、上階から物が落下する恐れがある箇所については、屋根若しくは庇を設け、通行者の安全を確保すること。

- ・ 施設内には、原則として床に段差を設けないこと。
- ・ 各諸室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。男女別に設ける室等は、男女別も明示すること。
- ・ 建具の可動部分は、無理な姿勢をとったり、強い力を加えたりすることなく、安全かつ容易に操作可能とすること。
- ・ 建具は、緊急時に容易に操作でき、かつ通常時に誤作動による事故が発生しない措置を講ずること。
- ・ あおり止め付き戸当たりを設けること。設けられない場合には開き止めを設置するものとする。
- ・ 引き戸は軽量化に努め、騒音発生及び振動伝播の少ない構造等とすること。
- ・ 工事完了時には、室内空气中化学物質の濃度調査を行うこと。その結果、室内空气中化学物質が厚生労働省の示す濃度指針値を超えた場合は、可能な対策をとるものとする。

(エ) 経済性への配慮に関する視点

- ・ 建築物の躯体や仕上げ材、設備等の更新周期の異なるものについて、更新作業が効率的に行うことができるものとする。
- ・ 使用材料の耐久性を高める等、長寿命の性能確保に努めライフサイクルコストの縮減に寄与するものとする。
- ・ 設備シャフトの位置・大きさ等保全性に優れた計画とすること。
- ・ 床は掃除しやすく、滑りにくい床仕上げとすること。
- ・ コンセント、スイッチ等建築設備の位置は家具・調度品を考慮し、仕様上支障のない位置に設けるものとする。

(オ) 地役権に関する事項

- ・ 事業用地の一部には、高圧送電線が通っており、地役権の設定されている範囲があるため中部電力パワーグリッド株式会社に建築規制等を確認すること。

(カ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例関係

- ・ 本事業では「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」での「特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（「整備基準」）」が適用されるが、さらに望ましい基準である「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」につ

いては、施設の利用実態に応じて必要な措置等を選択する際の参考とすること。

- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、ユニバーサルデザインに関して、設計初期の段階で意見聴取会を開催する等、高齢者、障がい者、子育てに関わる団体等からの意見を集約し、誰もが使いやすい施設となるように取り組むこと。

(キ) トイレ計画

- ・ 防災公園において必要なトイレ、手洗いを適切に配置すること。
- ・ 洋式便器を基本とすること。
- ・ 各施設において男・女・多目的トイレの設置を適切に行うこと。
- ・ 多様な利用者に配慮すること。
- ・ 拠点整備以前の神明公園と同等程度の機能を確保すること（詳細については守秘義務資料を確認すること。）。
- ・ 緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
- ・ 拠点運用時の動線に干渉しないように配置すること。
- ・ 小便器にはセンサーによる自動水栓、自動洗浄設備を設置すること。なお、一部水栓は停電時でも使用可能とすること。
- ・ ライフラインの途絶時に1日 6,000 人が14 日間使用可能な災害トイレを整備すること。なお、穴数や便槽容量については、拠点運用時には常設トイレにおいて凝固剤等を用いて簡易トイレとして活用するといったことも踏まえ、適切な数量を検討すること。なお、県は、事業者の設計に基づき、設置工事の発注・凝固剤の購入等を行う。
- ・ 平常運用時における豊山町エリアのトイレ計画と統一性、一体性を確保できるよう、豊山町と調整した上で計画すること。

(ク) 感染症対策

- ・ 新型インフルエンザ・コロナウイルス感染症等への対策を適切に施すこと。

(ケ) サイン計画

サイン計画の基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 園内サインは、公園エントランス及び豊山町エリアから園路を通り、目的施設に迷わず到着できるように計画すること。
- ・ 屋内運動施設及び公園管理事務所のサインは事業者が設置工事を行うこととし、それ以外の計画地内における設置工事は事業者の設計に基づき県が別

途発注する。

- ・ 拠点運用時の動線に干渉しないように配置すること。
- ・ 園内サインは、「案内サイン」、「誘導サイン」、「記名サイン」の大きく3種類に分けられる。
- ・ 「案内サイン」は、目的地の位置と現在地から目的地までの動線を確認するものであり、公園全体マップに施設配置、現在位置を示すこと。
- ・ 「誘導サイン」は、園路上で各施設までの動線案内を補うものであり、園路分岐に配置し、施設名と方向を示すこと。
- ・ 「記名サイン」は、目的となる施設名を示すものであり、各施設のエントランスや壁面等で施設名称を示すものである。
- ・ サイン形式、表記内容、色彩は周辺環境を確認したうえで、景観に配慮したものを選定すること。
- ・ 設計時には、第1期・消防学校事業及び豊山町エリアの関係者の見解を踏まえた計画とすること。

(コ) 駐車場計画

駐車場の基本的な考え方を以下に示す。

a 駐車場

- ・ 防災公園においては、車でのアクセスがメインであると想定され、駐車場は平面のみとする。詳細の台数は県と協議のうえ決定する。
- ・ 防災公園（西側）、防災公園（東側）の各エリアの台数については、需要を予測し、バスなど大型車両も含めた必要駐車台数を適切に設定すること。
- ・ 防災公園（東側）エリアの駐車場は、拠点運用時には救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
- ・ 防災公園（西側）エリアの駐車場は、拠点運用時には県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用する。
- ・ 神明公園エリアの駐車場は、拠点運用時には救出・救助部隊ベースキャンプ機能、TEC-FORCE ベースキャンプとして利用する。なお、拠点整備以前の神明公園駐車場と同等程度の機能を神明公園エリアで確保すること。
- ・ 設計時には、第1期・消防学校事業及び豊山町エリアの関係者の見解を踏まえた計画とすること。
- ・ 豊山町タウンバス停留所は、現在、神明公園北側に設置されているが、防災公園の整備に伴い、停留所の移設が想定される。タウンバスの駐車場乗入れも想定されるため、豊山町と調整した上で計画すること。
- ・ おもいやり駐車場と乗降場を適切に計画すること。
- ・ 駐車場の仕上げはアスファルト舗装とし、耐久性及び路面に水たまりが発

生しないよう配慮すること。

- ・ 夜間における騒音や迷惑行為の防止、拠点運用時における一般車両の流入防止の観点から閉門施錠できるよう計画すること。
- ・ 駐車場内での安全が図られるよう歩車分離を徹底し、場内歩行者動線に十分配慮すること。
- ・ 駐車区画は白線等で明確に示すこと。
- ・ 拠点運用時には、駐車場をベースキャンプとして活用するため、駐車柵に車止め（タイヤ止め）を設置しない、園路と駐車場の段差を小さくするなど、車両が往来しやすいものとする。
- ・ 一般利用者とは別に、事業者用駐車場を設けること。
- ・ 駐車場の夜間防犯対策について配慮すること。
- ・ 防犯対策として、適宜防犯カメラを配置すること。

b 駐輪場

- ・ 自転車用の駐輪場を、屋内運動施設及び公園管理事務所の近く等に適切に配置すること。また、屋根付きとするなど、利用者に配慮した計画とすること。
- ・ 駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、街灯を適切に配置すること。
- ・ 豊山町エリアの駐車場計画と統一性、一体性を確保できるよう、豊山町と調整した上で計画すること。
- ・ 計画地外から駐輪場までの動線において、歩行者動線との安全に配慮すること。
- ・ 駐輪場の仕上げは、コンクリート又はアスファルト舗装とすること。

(サ) 防災公園と消防学校との境界

- ・ 公園利用者が意図せず消防学校に侵入することを防ぐため、防災公園と消防学校の境界を明確に区分すること。
- ・ 区分の手法は提案によるが、公園の景観、防災公園と消防学校との一体性及び公園利用者の消防学校への視認性に配慮すること。
- ・ 区分に当たっては、消防学校の整備事業者と調整すること。
- ・ 拠点運用時には、防災公園と消防学校間の車両通行が可能となるよう、車両通行可能箇所を複数設置することとし、県及び消防学校整備の事業者と調整すること。

(4) 施設の機能及び性能に関する事項

ア 共通事項

(ア) 施設・諸室の考え方

- ・ 各施設の要求水準を以下に示す。本書で示した各施設・諸室のほかにも、利用者の利便を考慮した各施設・諸室の設置を事業者から提案することも可能とする。県は、事業者のノウハウや創意を生かした提案を期待する。

(イ) 施設・諸室の建築的条件

- ・ 事業者は、守秘義務資料に示す情報を参考に、事業者が提案した本事業の基本方針、利用者の利用ニーズ等を踏まえて、各機能の利用者や利用パターン等を適切に設定したうえで、各施設・諸室の建築的条件を合理的に設定し、それに基づいた施設整備を行うこと。

(ウ) 施設の基本性能

a 耐震性能

- ・ 大規模激甚災害（南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風など）においても基幹的広域防災拠点としての機能が十分発揮できるよう考慮することとし、耐震性能に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づくものとし、施設ごとに下記以上とする。

図表 4-11 耐震性能

施設名	構造体	非構造部材	設備
屋内運動施設	I 類	A 類	甲類
公園管理事務所	II 類	B 類	乙類

- ・ 国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインに関連する既往指針等の概要」において記載のある大地震動に対して軽微な被害にとどまり、施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とすること。

b 構造種別等

- ・ 構造種別は、事業者の提案によるものとする。

c 下部構造

- ・ 下部構造については、耐震安全性を確保し、基礎構造の損傷や鉛直方向の耐力低下により、上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする。

- ・ 建築物の基礎は、建築物の構造・規模・周辺の状態などを考慮のうえ、不同沈下などの障害を生じさせることなく安全に支持すること。

d 長期耐用性能の確保

- ・ 「官庁施設の基本的性能基準及び基本的性能に関する技術基準」に基づくものとし、耐久性に関する性能については、ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切に修繕、更新等をしながら、劣化等により安全性を損なうことなく、長期的に施設の機能を維持できるようにすること。なお、提案により RC 造に限らず、重量鉄骨造及び軽量鉄骨造等の建築構造も認める。
- ・ 長期的な耐久性はもとより、行政ニーズ、社会情勢の変化、情報通信機器の導入等に伴う建築空間の利用状況の変化等に対応すること。このため、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう施設全体にわたり、集約的な改修・改善が容易なものとする。
- ・ 特に配管スペースについては、配管の周囲を改修することなく、配管の点検、更新が行えるようにすること。

e 環境負荷低減への寄与

- ・ 燃料電池や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、環境に配慮した計画を目指すものとする。
- ・ 環境負荷低減を目指し、温室効果ガスの削減など環境に配慮した施設計画とする。
- ・ 採用する設備については、省エネ機器を積極的に採用するなど環境負荷の低減を図ること。
- ・ 空調エリアの設定など、効率的な空調及び空調負荷削減を図り、消費エネルギーの合理化を目指すものとする。
- ・ 壁の構造等に配慮し、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制する。
- ・ 人体の安全性、快適性に配慮した建設資材を採用するものとする。
- ・ 換気扇を設ける部屋には適切に給気スリーブ等を設けるなど気密性に配慮すること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入などによる地球温暖化対策をはじめとした環境負荷の低減やエネルギー利用の抑制等により、脱炭素社会の実現にも積極的に貢献可能な、高い環境性能を有し、環境負荷の少ない施設を整備すること。

f 良好な景観形成と環境維持への対応

- ・ 施設の形態、色彩、素材等はオープンスペースや緑と調和させ、良好な景観が形成されるようにしつつ、隣接する空港や周辺景観などの地域特性を踏まえ、ここに長年立地する公共建築にふさわしいものとする。
- ・ 施設運用開始後の維持管理においても、保全・清掃が容易な施設とすること。

g 防犯性への対応

- ・ 建築物においては、利用者の安全を確保し、財産及び情報を守るため、侵入防止等の十分なセキュリティ対策を行う。
- ・ 建築物においては、利用する人、物を保護するため、施設の運営・維持管理方法と整合した防犯対策を行い、外部からの人、物の侵入を制御すること。なお、制御の方法については、人的又は機械的なシステムにより構築すること。

h 地域との連携

- ・ 地域に開かれた防災拠点とするため、防災公園を訪れた人が、気軽に消防学校エリアや豊山町エリアも利用できるよう、配置や動線又は回遊性に配慮すること。

イ 平常運用時に求められる機能

(ア) 防災公園（西側）エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置については、事業者の提案に委ねる。
- ・ 屋内運動施設を、天候を問わずスポーツや各種イベントの開催などマルチに活用できるよう整備するとともに、豊山町エリアとの配置や動線又は回遊性に配慮すること。
- ・ 県は、防災イベント等での活用も想定している。

(イ) 防災公園（東側）エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置については、事業者の提案に委ねる。
- ・ 多目的広場（１）、多目的広場（２）、芝生広場を配置し、団体での運動施設利用が見込まれるものとする。このうち、多目的広場（１）と多目的広場（２）は１面ずつ確保すること。
- ・ 公園管理事務所にはシャワー・更衣室を設置し、多目的広場（１）や多目的広場（２）の団体利用者が着替えやシャワーなどを利用可能とすること。ただし、屋内運動施設と合築し、シャワー・更衣室を屋内運動施設に設置する提案

も可とする。

- ・ 神明公園に近接する植栽については、できるだけ既存の植栽を活かすことを考え、残置する植栽と整合を図りながら、植栽を配置すること。

(ウ) 神明公園エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置については、事業者の提案に委ねる。
- ・ 県や防災関係機関等がサバイバルキャンプなどを実施することが可能なイベントゾーンを設けること。
- ・ 神明公園の機能のうち、展望台、航空館 boon、水景施設はそのまま機能を残すこと。
- ・ 神明公園の植栽については、できるだけ既存の植栽を活かすことを考え、残置する植栽と整合を図りながら、植栽を配置すること。
- ・ 神明公園エリアの代替機能に対する利用料金は無料とすること。代替を超える部分については、提案に基づく。また、神明公園における代替機能とは、現神明公園内に存在するプレイロット、健康器具、駐車場、トイレ等を指し、各施設の機能を従前同様発揮できれば良く、その数量に制限を設けない。詳細については守秘義務資料を確認すること。

ウ 拠点運用時に求められる機能

(ア) 防災公園（西側）エリア

- ・ 防災公園（西側）エリアの屋内運動施設、広場、駐車場の配置について、拠点運用時における広域物資輸送拠点としての効率運用、機能発揮の観点から、適切なレイアウトとすること。県が想定する広域物資輸送拠点としての運用の詳細は守秘義務資料で示す。
- ・ 搬入・搬出する複数の大型トラック(全長 12m)が一方通行で進入・退出可能なレイアウトとするとともに、想定される 1 日最大 500 台のトラックの走行可能な強度を持つ通路、周辺道路からの乗り入れ口を確保すること。
- ・ 屋外でもフォークリフトが円滑に走行できるようにするため、段差等をなくすなどの工夫を施すこと。
- ・ 広場、駐車場及びトラック一時待機場所については、トラックの駐車又は支援物資保管場所、入荷トラックから出荷トラックへの積替え作業スペースとして活用することから、防災拠点の運用に支障がない舗装構成とすること。
- ・ 拠点運用時モードに容易にレイアウト変更が可能なよう、設備、什器、備品等の一部を可動式にするなどの工夫を施すこと。
- ・ 広域物資輸送拠点として活動するに当たり、フォークリフト等の各種資機材

を整備すること。詳細は守秘義務資料において示す。

(イ) 防災公園（東側）エリア

- ・ ベースキャンプ用地内では、警察、自衛隊等の機関が入退場することになるため、車両動線の混線を防ぐ施設配置とすること。
- ・ 照明設備は、救出・救助部隊の野営を想定した必要最低限の照度を保ち、かつ省エネに配慮した設備とすること。
- ・ 車両乗り入れ箇所は2か所以上確保すること。

図表 4-12 防災公園（東側）エリア・消防学校エリアの平常運用時利用と拠点運用時利用の想定（拠点運用時の各部隊の必要面積）

災害時機能	諸元	参集人数	車両台数	宿営用天幕	その他	必要面積	平常時機能	諸元	対応面積
	消防	1,632	大型408			2.9ha		消防学校グラウンド	2.9ha
	警察	2,000	大型100 小型100		装備資機材 等保管庫	1.0ha		イベントゾーン （キャンプ場）	1.0ha
	自衛隊	1,000	大型100 中型50 小型50	167張	指揮所 給油施設等	4.3ha		多目的広場（2）	1.2ha
	TEC-FORCE	230	中型79 小型10			0.5ha		多目的広場（1）	1.0ha
								芝生広場・駐車場	2.1ha
								駐車場	0.5ha

※TEC-FORCE ベースキャンプは神明公園エリアの駐車場を活用することを想定している。

(ウ) 神明公園エリア

- ・ ベースキャンプ用地内では、警察、自衛隊等の機関が入退場することになるため、車両動線の混線を防ぐ施設配置とすること。
- ・ ベースキャンプ用地は、各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

図表 4-13 拠点運用時の機能配置案（参考）



エ 各施設において求められる機能及び性能

(ア) 防災公園（西側）エリア：屋内運動施設

a 構造等

- ・ 屋内運動施設の面積は、屋内運動スペース（拠点運用時における物資受入スペース）、管理諸室等（拠点運用時における物資管理諸室・500 m²程度）及び物資拠点を運用する資機材を保管する備蓄倉庫（1,000 m²程度）を含め、9,500 m²程度とする。
- ・ 風雨に耐える構造とするため、四方を壁などで囲み、屋根を設けること。
- ・ 屋内運動スペースにおける競技内容は提案によるが、利用を想定する競技のコート等が設置できる広さを確保するとともに、競技のしやすさに十分配慮した天井高とすること。ただし、拠点運用時に 12mトラック（大型、両ウイング車（天井一体型））がウイングを開けた状態で作業するため、少なくとも 5 mの高さを確保すること。
- ・ 拠点運用時に複数の大型トラックやフォークリフトが出入り可能なように、出入り口を複数箇所設けること。また、屋内運動施設の内部と外部の間において段差を設けないこと。

- ・ 屋内運動スペース内に柱を設置する場合は、防護マットを取り付ける等、競技利用者の安全に配慮するとともに、拠点運用時において迅速な物資の荷役・出荷ができるような配置とすること。
- ・ 床材は想定する競技に適した表面仕様にするとともに、競技で利用する場合において凹みや傷等が生じない仕様とすること。また、訓練（年 5 回以内）で大型トラック（12mトラック）やフォークリフトを使用する際、床に凹みや傷等が生じないよう配慮すること。なお、拠点運用に伴う床の凹みや傷等は、大型トラック（12mトラック）及びフォークリフトによる走行が可能な程度まで許容する。
- ・ 拠点運用時には屋内運動施設を広域物資輸送拠点として運用するため、積荷等積載状態にある大型トラック（12mトラック）及び許容最大荷重の荷物を吊った状態のフォークリフトが屋内運動施設内を移動することを想定している。そのため屋内運動施設内に一時的に大型トラック（12mトラック）が進入でき、かつフォークリフトを使用した荷役作業ができるよう床の強度を十分なもの（県内外の類似施設の状況を踏まえ、県は耐荷重 5t/m^2 を想定）とすること。なお、床の耐荷重を 5t/m^2 未満とする提案も可とする。その場合は、屋内運動施設内に一時的に大型トラック（12mトラック）が進入でき、かつフォークリフトを使用した荷役作業ができる十分な床の強度であることについて、施工実績を示す等の方法により県に疎明すること。床の耐荷重の設定においては、公共施設建築設計基準（国交省）等、公に用いることを認められた基準等を準用してもよい。
- ・ 物資の配置状況を確認できるよう、屋内運動スペース全体を目視等により俯瞰できるようにすること。
- ・ 拠点運用時に屋内運動施設において、ライフラインが途絶しても夜間の作業が可能なよう、最低 7 日間の電力を確保するため、消防学校内に設置する自家発電機（1,600KVA 相当）から屋内運動施設に 1,000KVA の電力を供給することを想定している。事業者は、当該電力を活用できるよう、電気容量計算及び接続工事を行うこと。
- ・ 通気性を確保すること。
- ・ 施錠可能な構造とすること。
- ・ 公園管理事務所と合築とする提案も可とする。この場合、屋内運動施設内の管理諸室と機能等を兼ねる提案も可とするが、詳細は「b 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項」において示す。

ｂ 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

屋内運動施設	
屋内運動スペース	
平常運用時	・球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球フェンス・防球マット・カバー等）を講じること。 ・複数の競技団体が同時に利用することを想定し、スペースを分割するための防球ネット等を適切に設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時において物資の受け入れが可能であること。
管理諸室（物資管理調整室）	
平常運用時	・公園管理事務所と合築する場合は、拠点運用時における要求水準を満たすことを条件として、公園管理事務所の諸室機能（事務室、倉庫、シャワースペース、更衣室）を配置することができる。 ・移動間仕切りを設け、会議室やイベント主催者用のスタッフルーム、休憩室、利用者の応急処理を行うための医務スペースを設置する提案も可とする。
拠点運用時	・物資管理調整室として利用可能であること。 ・県自治センター地下２階に設置される「緊急物資プロジェクトチーム（約５０名）」の代替施設として使用できるよう、管理諸室内に下記の設備を満たすものとする。 ➤ 「緊急物資プロジェクトチーム」と同等の設備機能を有するよう整備すること。 ➤ 別に調達する複数の端末から、Web システムにアクセスできるよう、インターネットを使えるようにすること。 なお、別途県が整備する予定の次世代高度情報通信ネットワーク及び行政情報通信ネットワークについては、消防学校から屋内運動施設西側の電線共同溝を通じ、物資管理調整室まで配線するため、予め空配管等を確保すること。 ・物資の搬入、搬出に従事する県の職員や輸送事業者等が休息できるスペースを設けること。
備蓄倉庫	
平常運用時・拠点運用時（共通）	・非常食、ハンドリフト、発電機、パレット、カラーコーン等の物資拠点を運用する資機材を備蓄するため、換気に十分配慮するとともに、高温・高湿度とならない構造とすること。 ・棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易にするとともに、地震発生時に棚等の転倒や、物資の落下、荷崩れ防止等の対

	策を行うこと。 ・倉庫に車両を横付けし、備蓄物資を外部から直接搬入できる動線を確保すること。外部に面する搬入口は高さ 3.5m 以上とするとともに、高さ 4 m 以上の庇を設置し、雨天時にも雨に濡れずに搬出入できる計画とすること。 ・屋内運動スペースに面する配置とし、屋内運動スペースとの間の扉は 3.5m 以上とすること。 ・事業者が調達する 2 台以上のフォークリフトを収納できるスペースを確保すること。 ・フォークリフト（バッテリー式）の充電設備（200V）を適切に配置すること。 ・備蓄資機材及び県が別途調達するフォークリフトの管理は、県が行う。 ・屋内運動施設と公園管理事務所を合築とする場合は、公園管理事務所の倉庫機能とは明確に区分すること。
--	---

（イ）防災公園（西側）エリア：広場（全天候型舗装）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ テニス、バスケット等ができるコートとして利用することを想定しているが、より多くの利用者が見込まれる利用方法を提案すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時には、入荷トラックから出荷トラックへの積替え作業スペース、物資の仮置き場や輸送トラックの待機場所などとして活用することを想定しているため、大型トラックやフォークリフトの走行、物資の荷重にも耐えられるとともに、上記に示す平常運用時の活動や景観性にも配慮し、防災拠点の運用に支障がない舗装構成とすること。

（ウ）防災公園（西側）エリア：広場（人工芝）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 西側区画の屋内運動施設周りに配置し、アウトドアフィットネスなどの「健康づくり・癒し」、屋外でのイベント開催による「にぎわい」での利用を想定して計画すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時には、物資拠点として、物資の仮置き場や輸送トラックの待機

場所などとして活用することを想定しているため、大型トラックやフォークリフトの走行、物資の荷重にも耐えられる防災拠点の運用に支障がない舗装構成とすること。

(エ) 防災公園（西側）エリア：ふれあい広場（人工芝）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 西側区画の屋内運動施設周りに配置し、アウトドアフィットネスなどの「健康づくり・癒し」、屋外でのイベント開催による「にぎわい」での利用を想定して計画すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時には、物資拠点として、物資の仮置き場や輸送トラックの待機場所などとして活用することを想定しているため、大型トラックやフォークリフトの走行、物資の荷重にも耐えられるよう、防災拠点の運用に支障がない舗装構成とすること。

(オ) 防災公園（東側）エリア：公園管理事務所

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 主に公園管理を行う要員が使用するための施設とする。
- ・ 提案によりエントランスホール、会議室、休憩室を設けることができる。
- ・ 屋内運動施設と合築とする提案も可とする。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 下記 c に示す諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項を満たすこと。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

公園管理事務所	
事務室	
平常運用時	・ 防災公園エリア・神明公園エリアの利用者の受付、利用料金徴収業務、利用状況の監視が行えること。 ・ 必要に応じ、公園管理要員の更衣室（男・女）、休憩コーナー及び給湯コーナーを設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時においても公園管理用員の業務スペースとして利用することを想定している。
倉庫	
平常運用時	・ 効率的に物資を収納可能であること。

拠点運用時	・拠点運用時の利用を想定していない。
シャワースペース	
平常運用時	・防災公園エリア・神明公園エリアの利用者等がシャワーを利用可能であること。
拠点運用時	・拠点運用時においても平常運用時と同様の用途での利用が可能であること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
更衣室	
平常運用時	・防災公園エリア・神明公園エリアの利用者が着替えることが可能なスペースとロッカーを設置すること。
拠点運用時	・支援要員の利用を想定している。

(カ) 防災公園（東側）エリア：多目的広場（１）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 憩い・交流の場やスポーツ等の場としての機能を有すること。整備施設と利用形態は提案によるが、より多くの利用が見込まれる施設を提案すること。
- ・ 利用を想定する競技のコート又はグラウンドが設置できる広さを確保すること。
- ・ 防球ネットを設置する等の安全対策を行うこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 多目的広場（２）、芝生広場、駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用可能であること。
- ・ 各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ 各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

(キ) 防災公園（東側）エリア：多目的広場（２）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 憩い・交流の場やスポーツ等の場としての機能を有すること。整備施設と利用形態は提案によるが、より多くの利用が見込まれる施設を提案すること。
- ・ 利用を想定する競技のコート又はグラウンドが設置できる広さを確保すること。
- ・ 防球ネットを設置する等の安全対策を行うこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
- ・ 多目的広場（１）、芝生広場、駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用可能であること。
- ・ 各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ 各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

(ク) 防災公園（東側）エリア：芝生広場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 多目的広場周りに配置し、多目的広場と連携した活用や、神明公園と連続した面積の大きな広場とし、神明公園に訪れたファミリー層の多様なレクリエーションの受け皿となるよう計画すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 多目的広場（１）、多目的広場（２）及び駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用する。
- ・ 各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ 各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。

- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

(ケ) 神明公園エリア：イベントゾーン

a 機能及び性能に関する事項

- ・ 東側区画の中央、神明公園と消防学校の間に配置しサバイバルキャンプ等の防災イベントにも活用でき、平常運用時もデイキャンプなどに活用することを想定している。
- ・ キャンプなどでの焚火を行うことが想定されるため、土舗装とすること。
- ・ 神明公園のキャンプ場機能を代替し、同等規模以上を計画すること（詳細は守秘義務資料で示す。）。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 警察のベースキャンプとして利用する。
- ・ 各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ 各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

(コ) 神明公園エリア：プレイロット

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 現状の機能を代替するよう計画すること（詳細は守秘義務資料で示す。）。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ TEC-FORCE のベースキャンプとして利用する。
- ・ 各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ 各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 大型車両の通行に耐えうるとともに、テント設営に係るペグ等の杭打ちが

可能となるように配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。

(5) 設備の性能に関する事項

ア 共通事項

- ・ 設備諸室は、管理保守点検修繕などが安全でかつ円滑に行えるような位置や面積とすること。
- ・ 諸設備の選定に際して、各要求水準で求めている配慮事項や検討事項を満足するための最適選択にいたる詳細な比較検討書を作成すること。
- ・ 空調室外機、受変電設備等機器の配置は、景観に配慮すること。
- ・ 各エリア、各施設などの管理区分ごとに電気、ガス、通信料等の使用量が計測可能なようにすること。
- ・ 神明公園の既存施設の電気・ガス・水道等の供給を確保すること（詳細は守秘義務資料で示す。）。
- ・ 各法令に準拠した適切な設備を設けること。

イ 電気設備

項目	要求水準
共通事項	・ 施設の適合性、保守管理の容易性、拠点運用時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行い、安定した電力供給システムを構築すること。 ・ 環境への対応と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。 ・ 受変電設備や発電機その他機能継続を確保するうえで浸水を防ぐことが必要な設備機器は、浸水リスクが少ない場所へ配置すること。
受変電設備	・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。 ・ 消防法、火災予防条例及び所轄消防署の指導に従って設置すること。 ・ 高調波対策及び保守停電時のバックアップ送電を行うこと。 ・ 使用機器は、オイルレスタイプとすること。 ・ 地中埋設にて、配管を行うものとする。
電力幹線設備	・ 防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアなどエリア別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。
停電対策	・ 拠点運用時に屋内運動施設において、ライフラインが途絶しても夜間の作業が可能なるよう、最低7日間の電力を確保するため、

項目	要求水準
	消防学校内に設置する自家発電機（1,600KVA 相当）から屋内運動施設に 1,000KVA の電力を供給することを想定している。事業者は、当該電力を活用できるよう、電気容量計算及び接続工事を行うこと。 ・建築基準法上の非常照明用及び受変電設備等の監視制御用として蓄電池設備を設置すること。 ・事業者が整備する中央監視設備、情報通信設備の主要機器に対しては瞬断対策用として無停電電源装置を設置すること。
その他発電	・搬出入、メンテナンススペースを考慮した電気室とすること。また、引込ルート、負荷の集中、浸水の危険性等を考慮し、最適な位置に計画すること。
動力設備	・各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤、配管配線等を適切に設置すること。
コンセント設備	・コンセントは各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。
照明器具設備	・照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、各施設の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。 ・照明は、省エネに配慮した計画とすること。 ・JIS 照度基準に基づき適切な照度を確保すること。 ・下記施設の照度については JIS 照度基準と安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁平成 26 年 8 月）をもとに、以下のように設定すること。 ➤ 主園路：歩行者交通/屋外/中程度 10lx 以上 ➤ 副園路：歩行者交通/屋外/少ない 5lx 以上 ➤ 広場：3lx 以上 ➤ 駐車場：車路 10lx 以上、駐車エリア 2lx 以上 ・多目的広場（１）、多目的広場（２）については、提案する施設に適した照明（ナイター設備等）を計画すること。 ・防災公園（東側）エリアは救出・救助部隊のベースキャンプ用地となることから、夜間の点灯、消灯等の調整ができるよう配慮すること。 ・照明設備は、救出・救助部隊の野営を想定した必要最低限の照度を保ち、かつ省エネに配慮した設備とすること。 ・照明器具は、使用場所を考慮した光源を採用し、容易に交換が可能な位置等に計画すること。

項目	要求水準
	・ 消防学校と神明公園エリアの境界部には県が整備する大山川洪水調節池、防災公園（西側）エリアには県が整備する雨水調整池が整備予定である。どちらも地下貯留層が整備され、上部の土被りが最小で 35cm になる箇所がある。可能な限り照明の配置を避け、配置する場合は基礎を浅くするなど地下貯留槽への影響がないことを証明すること。
情報通信設備	・ 来場者に対して、催物情報、施設利用情報を提供する案内情報設備を屋内運動施設に設置すること。 ・ 屋内運動施設及び公園管理事務所において、インターネット等の通信を利用できるよう、幹線敷設用ケーブルラック等を敷設し、配線を行うこと。また、将来的な技術革新に伴う設備変更が可能となるようにすること。 ・ 県で別途整備する次世代高度情報通信ネットワークシステム及び愛知県行政情報通信ネットワークシステムのための空配管・電源等を用意すること。なお、第 1 期・消防学校事業において、屋内運動施設へ接続できるよう消防学校境界地まで通信用の空配管を整備することから、消防学校整備事業者と調整の上、当該空配管と接続できるよう計画すること。 ・ 公衆無線 LAN を整備すること。 ・ ネットワーク構成を明確にすること。 ・ 通信履歴を確実かつ長期に保存可能なようにすること。
構内通話設備等	・ 構内通話設備については、運営・維持管理が容易な設備方式や配管・配線とすること。 ・ 計画地内にて国内主要キャリア（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等）の携帯電話等が使用可能なように計画すること。
放送設備	・ 屋内運動施設又は公園管理事務所にメインの放送設備を設置すること。 ・ 第 1 期で整備する消防学校に対しても放送可能となるよう、配線等について設計の段階で県及び消防学校整備事業者と協議すること。 ・ 計画地内のエリアごと、施設（屋内運動施設及び管理事務所）ごとなど放送範囲をコントロール可能な設備とすること。 ・ 業務放送、呼出し、BGM、災害時及び緊急時の避難誘導放送が行えること。 ・ スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別の音量

項目	要求水準
	調整が可能とすること。
テレビ放送 受信設備	・テレビ放送設備を設置する場合は、地上デジタル、UHF、BS 等の各種テレビアンテナを設置すること。
監視カメラ 設備	・施設の防犯及び拠点運用時に計画地内（屋内運動施設及び管理事務所も含む。）の運用状況を把握するために監視カメラを設置すること。 ・施設の防犯を把握するための監視カメラは録画機能を有するものとする。 ・拠点運用時に防災拠点（屋内運動施設も含む。）としての運用状況を把握するための監視カメラは、県が設置する。
誘導支援設備	・緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
避雷設備	・落雷による建築物の保護を目的とし、新 JIS に準じて雷保護設備を設置すること。
時計設備	・計画地内の正確な時間の統一を図ることを目的とし、電波時計設備を設置すること。なお、市販の壁掛電波時計方式も可能とする。
防犯・入退室 管理設備	・建築物外周部からの侵入の早期発見を機械警備会社へ委託する場合は、必要な電源、配管設備を設けること。 ・事業者の従業員等の入退出管理に必要な機能を設けること。

ウ 機械設備

項目	要求水準
共通事項	・空調システムを導入する場合は、安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。 ・主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。 ・十分な静寂性と遮音性能を確保すること。
空調設備	・空調システムは、各機能・各施設の用途等に対応した空調ゾーンと、適切な室内環境を確保すること。 ・屋内運動施設の屋内運動スペースの大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。具体的な空調設備の仕様は、事業者の提案による。 ・屋内運動施設の管理諸室、公園管理事務所の諸室における空調設備は、用途、目的、利用状況に応じた空調システムを採用し、

項目	要求水準
	適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや空調設備の考え方については事業者の提案による。
換気設備	・ 諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。 ・ 自然通風による室内空気の入れ替えなど、感染症対策に対応した設備とすること。
排煙設備	・ 建築基準法に従って排煙設備を設置すること。
自動制御設備	・ 建築設備全体の監視機能、表示機能、操作機能、制御機能、データ管理機能、保全業務支援機能を備え、中央監視盤は防災防犯総合盤との通信、情報受け渡し、連携機能を備えること。
自動体外除細動器 (AED)	・ 「AED の適正配置に関するガイドライン」(一般財団法人日本救急医療財団 平成 30 年 12 月 25 日) を踏まえ設置を計画すること。

エ 給排水設備等

項目	要求水準
共通事項	・ 使用者の快適性、耐久性、保守管理の容易性に優れた機器及び器具とすること。 ・ 給水設備、雨水配水設備、汚水排水設備は景観に配慮すること。
給水設備	・ 給水の引き込みは、防災公園（西側）エリア・防災公園（東側）エリアそれぞれで行う。 ・ 給水に当たっては、上水の利用を基本とする。 ・ 給水設備は、次のことを目的とする。 ➤ 便所への給水 ➤ 園内の水飲み ➤ シャワー、給湯設備 ➤ 植栽管理や広場・駐車場管理のための散水用の給水 ・ 大面積となる芝生広場への給水に当たっては、循環型とする。 ・ 各所必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保可能なシステムとすること。
給湯設備	・ 施設内にシャワー等を設置する場合は、給湯量、使用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
排水設備	・ 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出し、停電時や災害時を含め常に衛生的環境を維持可能なものとする。 ・ 汚水、雑排水等の排水は、法令に従い処理すること。なお、設計

項目	要求水準
	時に関係部署と十分協議し、合理的な方式を選定すること。 ・防災公園（西側）エリアには県が整備する雨水調整池が存在する。地下貯留槽が整備され、上部の土被りが最小で 35cm になる箇所がある。雨水排水設備に関しては、人工芝等舗装下で排水する場合、可能な限り浅くなるように検討し、自然流下で流末に接続可能とすること。 ・便所からの汚水・汚物、水飲み等からの排水を豊山町が整備する予定の公共下水道に接続すること。なお、公園施設汚水の計画量は、最大で「77 m³/日」、最小で「42 m³/日」を想定している。
衛生器具設備	・公共性の高い施設であることから、衛生的で、使いやすく快適性の高い器具を採用すること。 ・省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。 ・容易に清掃しやすいこと。 ・洗面器にはセンサーによる自動水栓、自動洗浄設備を設置すること。なお、一部水栓は停電時でも使用可能とすること。 ・利用人数に応じ、適切な衛生器具数を設置すること。
消火設備	・消防法、火災予防条例、建築基準法及び所轄消防署の指導等に従って各種設備を設置すること。

オ 防災設備

- ・公園管理事務所の事務室に主防災監視装置（総合操作盤）を設置し、計画地内の防災情報を統括するシステムを構築して、日常の防災監視と火災予防を行えるようにすること。

項目	要求水準
警報設備、避難誘導設備、消火設備	・消防法に準じて設置すること。
防火・排煙制御設備	・建築基準法に準じて設置すること。 ・自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

カ テレビ等電波障害対策

- ・事業者は、計画内容によりテレビや携帯電話等の受発信状況の机上検討と事前調査を実施する。防災拠点整備に伴い、近隣にテレビや携帯電話等の電波障害が発生した場合は、本事業により電波障害防除対策を行うこと。

2 業務の要求水準

(1) 設計業務及び建設業務

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 業務の詳細及び当該調査の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- ・ 各種関係機関と調整を行い、調査を行うこと。

b 業務内容

- ・ 事業者が提案する業務に必要な調査（地質調査、土壌調査、敷地測量、その他必要とする関連調査）を行い、関係法令に基づいて業務を遂行すること。
- ・ 必要な調査等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 調査の着手時には、調査業務計画書を提出し、実施した事前調査結果は県に報告すること。

(イ) 設計業務及びその関連業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 設計図書等の表記方法については、法令適用基準の設計基準等によること。
- ・ 特に県が直接発注する造園・土木工事の設計に際しては、測量及び設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）を遵守することとするが、本事業において適用することが適当でないと判断する条項については発注者と協議により定める。
- ・ 業務の詳細及び当該設計の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとする。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事の設計に際しては、業務担当者として測量及び設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）に基づき、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

b 業務内容の詳細

- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の

責任において実施すること。

- ・ 週に1回以上、県との定例会議を開催し、設計内容について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 県と外装デザイン、建築物内外の仕上げ等を含めて本書との整合性について協議を行うこと。
- ・ 設計の着手時には設計業務計画書を、完了時には設計図書等を県に提出し、確認を得ること。
- ・ 業務は基本設計を実施した上で、実施設計を実施することとし、基本設計完了時に基本設計図書、実施設計完了時に実施設計図書を県に提出し、承認を得ること。
- ・ 各種申請手続に関する関係機関との協議内容を報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。
- ・ 設計業務における提出物は守秘義務資料において示す。
- ・ 本業務は電子納品の対象業務とする。
- ・ 県が別途発注する雨水調整池、県道工事等に配慮した設計を行うこと。
- ・ 県が別途発注する次世代高度情報通信ネットワーク及び行政情報通信ネットワーク等の設計及び工事について協力を行うこと。
- ・ 県が別途発注する関連工事については工事業者間の会議体を設置する予定であるので、そこに参加するとともに、運営に協力すること。
- ・ 県が別途発注する関連工事の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について県及び関連工事の施工者と必要な調整及び協力を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又は開園式典等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。
- ・ 防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事の設計業務は県で定める仕様に応じた設計図書一式（図面、設計書、数量計算書、設計書等）の作成を行うこと。設計書は県が定める積算基準に準じて作成すること。
- ・ 積算資料は県が定める発注者支援業務共通仕様書（愛知県建設局）に準じて作成すること。

（ウ）設計業務に係る留意事項

- ・ 県は、事業者に対して設計内容について、随時確認することができるものとする。
- ・ 県は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該設計により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理費等）が発生したときは、県が当該費用を負担

するものとする。一方、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払い額を減額するものとする。

- ・ 設計内容が本書及び応募時の提案を下回る恐れがあると認められる場合、県は作業内容の速やかな改善を求めるものとする。
- ・ 事前協議に係る資料、許可申請書及び許可申請書に添付する図面及び建築審査会に提出する資料の一切は事業者が作成すること。また、許可申請手数料は事業者が負担するものとする。
- ・ 県が中間・完了検査を行うため、事業者は協力すること。
- ・ 計画地の一部は、計器着陸装置の建造物建設計画協議要請対象範囲に該当するため、範囲内に建造物を建設する場合は愛知県航空空港課との協議が必要となる。
- ・ 第1期・消防学校事業範囲、防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事の範囲、県が別途発注する関連工事の範囲（大山川洪水調節池、造成工事、幹線水路、道路工事）、豊山町が行う工事（アクセス道路(町道)建設工事、豊山町エリアの建設工事）と事業者範囲の境界部分については、県及び関係事業者と調整を行い一体的な整備を行うこと。
- ・ 建築物周囲2m部分は、不同沈下が発生しないように留意し、周囲の地盤面との段差が生じた場合を想定し、補修を容易に行えることとすること。

イ 建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）

（ア）建設業務及びその関連業務

α 基本的な考え方

- ・ 建設工事の対象範囲は、屋内運動施設及び公園管理事務所とする。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事において、当該工事の仕様書等に規定される監督業務は県が実施するものとする。
- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- ・ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限とすること。
- ・ 無理のない工事工程を立てるとともに、工事予定の掲示など適宜近隣に周知すること。
- ・ 建設工事において環境に配慮した取組を実施すること。
- ・ 廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。
- ・ その他建設工事に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる

材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

- ・ 暴力団等を工事から排除するため、警察と緊密に連携すること。

b 業務内容

- ・ 業務責任者及び現場代理人を配置し、届出書を県に提出すること。
- ・ 設計図書に基づき工事を実施すること。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事範囲内における電気・ガス・水道等のインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が整備することから、業務分担及び施工方法等について、県と協議のうえ実施すること。工事の着手までに、建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書を作成し、県の承諾を得ること。
- ・ 事業者が作成した施工計画書に従って工事を実施すること。
- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 事業者は、週に1回以上、県との定例会議を開催し、建設工事について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 事業者は、県に対し、定期的に工事施工管理状況を報告すること。
- ・ 事業者は、工事において行う主要な検査及び試験について、事前にその内容及び実施時期を県に通知すること。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- ・ また、県は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。
- ・ 事業者は、自ら中間検査を行うこと。事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に県に報告し、調整を経て確認を受けること。
- ・ 工事完了時には、守秘義務資料に従い、施工記録及び竣工図書を整備し、自ら保管するほか県に提出すること。
- ・ 県が別途発注する関連工事については工事業者間の会議体を設置する予定であるので、そこに参加するとともに、運営に協力すること。
- ・ 県が別途発注する関連工事の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について県及び関連工事の施工者と必要な調整及び協力を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又は開園式典等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。

(イ) 工事監理業務

a 基本的な考え方

- ・ 工事監理業務については屋内運動施設及び公園管理事務所に限らず、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア、神明公園エリアとする。
- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。

b 業務内容

- ・ 工事監理者を配置すること。なお、工事監理者が建設企業と同一法人に所属する場合には、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要する。
- ・ 工事監理者は業務報告書を作成し、工事監理の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行う。
- ・ 工事監理業務は、守秘義務資料に基づき行うこと。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事では、県の土木工事監督要領に基づき、県の監督員が工程管理、出来形管理、品質管理等の監督業務を行う。そのことを前提として、本業務の工事監理業務では、設計内容や手順の確認、及び設計変更への対応等について、随時県と調整することを想定する。この具体的な方法については、工事開始前までに総合的に調整する。

(ウ) 什器・備品調達・設置業務

a 基本的な考え方

- ・ 業務の範囲は屋内運動施設及び公園管理事務所に設置するものに限る。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事範囲内における当業務については、事業者の提案、設計に基づき、県が調達、設置する。
- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 無理のない設置工程を立てること。
- ・ 本業務により発生する梱包材等の廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。
- ・ その他調達に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品については、購入するものとするが、県との協議のうえ、県が認めたものについては、リースによる調達も可とする。なお、リースにより調達した設備、什器・備品については、リースによらない什器・備品と同様の維持管理を行うものとする。また、事業期間終了時には、リース契約の延長等について、県と協議のうえ決定する。

b 業務内容

- ・ 県が求める施設に必要となる備品等、その他施設の運営・維持管理に必要な備品等については、事業者による提案に基づき、県との調整のうえで備品の内容及び数量のリストを作成し、県の承認を受けて、備品の調達、設置及び設置に必要な据付調整を行うこと。
- ・ 選定については、県に内容を説明し、県と十分に協議したうえで、調達すること。
- ・ 設置した施設備品について県と調整のうえ、台帳を作成し県に提出すること。
- ・ 県が直接発注する造園・土木工事に係る協力（工程の調整等）を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又は開園式典等に係る資料作成及び事業説明等に協力すること。

(エ) 各種申請等

- ・ 建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続等をスケジュールに支障がないよう行うこと。また、県が行う申請及び手続等に協力すること。
- ・ 各種申請手続に関する関係機関との協議内容を適宜報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。

(オ) 建設業務に係る留意事項

a 県工事等との調整

- ・ 県が別途実施する防災公園の造園・土木工事、埋蔵文化財調査、不発弾調査、大山川洪水調節池、幹線水路、電線共同溝を含む、ライフライン関係工事、消防学校エリア、豊山町エリア及び空港と隣接するエリアの建設工事等に対して、必要に応じて調整を行うこと。

b 近隣への配慮

- ・ 建設工事に当たっては、粉じんの飛散、搬入搬出車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。特に建設機械等の使用に当たっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型機械を使用など、合理的に要求される範囲の近隣対策を講じること。また、近隣への対応について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

c 工事の記録

- ・ 環境配慮技術や再エネ・省エネ設備等の工事施工状況について、写真・映像

等で記録し、保管すること。

d 保険

- ・ 事業者は、建設業務の期間中、自ら又は建設工事を請け負う企業の負担により次の保険に加入すること。

1)建設工事保険

- ・ 工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。

① 対象：本事業の建設工事の対象となる施設及び工事材料

② 補償額：建設工事の請負金額

③ その他：被保険者を県とすること。

2)その他の保険

- ・ 事業者は自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(カ) 完成後業務

a 基本的な考え方

- ・ 業務の範囲は屋内運動施設及び公園管理事務所に設置するものに限る。

b 事業者による完成検査

- ・ 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。また、県は事業者が実施する完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転に立ち会うことができるものとする。

c 県による完工検査

- ・ 県は、事業者による上記の完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転の終了後、当該施設、施設備品について事業者の立会いのもとで完工確認等を実施する。事業者は、県が行う完工確認等の結果、不完全な部分があると認めるときは、速やかにその内容について修補すること。

d 完成図書の提出

- ・ 事業者は、県による完工確認等に必要の完成図書を提出すること。必要な提出図書は別途、県の指示するところによる。

e 引渡し

- ・ 工事完了検査の結果、合格した場合は、県は検査合格通知書を発行し、事業者は県へ施設の引渡しを行う。その際に、事業者は完成図書と施設の鍵をキープランと共に提出すること。
- ・ 施設の県への引渡しから供用開始までの間は供用開始に向けての準備を行うものとし、「維持管理業務に係る要求水準」に準じた維持管理を実施すること。
- ・ 事業者は県と協議したうえで、運営・維持管理業務期間開始から 20 年間の中長期修繕計画書を作成すること。20 年間を通じて、運営・維持管理業務期間開始時の水準の確保が可能となるように計画すること。

(キ) その他

a 交付金申請関係書類の作成支援

- ・ 事業者は、県が実施する交付金申請に必要な関係書類の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成を支援すること。

b 会計実地検査の支援

- ・ 国の会計実地検査の対象となることから、事業者は、事業期間内に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、立合等により、県を支援することとする。

第5 開園準備業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

事業者は、対象施設の整備後速やかに運営・維持管理業務に移行できるよう、「第6 運営業務に係る要求水準」に準拠し、開園準備業務を実施すること。

(2) 業務の区分

開園準備業務における業務の区分については、次のとおりとする。

- ① 利用規約案策定業務
- ② 運営・維持管理業務の準備業務
- ③ 予約方法整備・管理業務
- ④ 料金の収受業務
- ⑤ 広報業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアル作成業務
- ⑦ 開園式典及び内覧会等の支援業務
- ⑧ 開園準備中の維持管理業務
- ⑨ 行政等への協力業務

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、防災公園エリア及び神明公園エリアとする。

(4) 業務の期間

開園準備業務の実施期間は、設計・建設期間の終了（2029年9月）までとする。

2 業務の要求水準

(1) 利用規約案策定業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、県と協議のうえ、特定事業契約締結後速やかに防災公園の管理に必要な事項を定めた規約の案（以下「利用規約案」という。）を作成すること。
- ・ 利用規約案においては、利用方法、予約方法、利用料金、利用に関する禁止事項や制限事項等に関する項目を記載すること。なお、利用方法等の基本要件等、詳細については「第6 運営業務に係る要求水準」において示す。
- ・ 利用規約案の作成に当たっては、防災公園に関わる関係機関と必要な協議・調整を行うこと。
- ・ 利用規約を元に県の施設管理条例及び条例の委任を受けて、今後、愛知県知事

が定める予定である施設管理規則を定めるため、当該条例及び規則の施行により効力を有し、予約受付を開始することができるものであることに留意すること。

イ 業務の詳細

(ア) 利用料金制度案の内容

- ・ 施設・設備・備品等の利用料金については、県内類似施設等の利用料金を参考に、公の施設に相応しい基準額を事業者の提案を踏まえて県が条例等により設定する。
- ・ 事業者は、運営開始時点における利用料金を設定する場合、条例に規定した基準額を基準として、当該基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において利用料金を設定する。この場合、県の承認を得るものとする。
- ・ 事業者は、附属設備等に料金を定めることができるものとする。この場合、施設の整備水準、利用内容、その他類似施設の整備状況等を勘案するなど、公の施設として相応しい設備内容、料金水準とすること。

(イ) 利用料金等の徴収方法等

- ・ 利用者にとって利便性の高い、利用料金等の徴収方法を設定すること。
- ・ 利用料金等の納付期限及び還付等に関する手続方法を設定すること。
- ・ 施設利用の確実性の確保等（安易なキャンセルの予防等）のために、予約金、延滞金等の仕組みを設定することができる。運営・維持管理期間開始前に収受した予約金は、事業者の収入として計上してはならず、前受金としての特性を反映した適切な会計処理を行うこと。なお、利用日が運営・維持管理期間終了日以降の予約については、予約金を収受してはならない。

(ウ) 休館日及び各施設の利用時間

- ・ 事業者からの提案に基づき、県との協議のうえ休館日及び各施設の利用時間を定める。利用者の利便性や需要動向により、休館日及び各施設の利用時間を変更する場合は、利用者等の要望に基づき、県と協議のうえ変更すること。

(エ) 利用の条件（利用対象、利用区分等）

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(オ) 利用許可申請、利用許可等の利用に関する手続き

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(カ) 利用に関する禁止事項、制限事項等

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(キ) その他計画地の管理に関し必要な事項

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(2) 運営・維持管理業務の準備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営業務及び維持管理業務に必要な業務担当者を配置し、各業務担当者に対して研修等を行うとともに、設備等の試運転を行うことで、供用開始後の円滑な運営・維持管理を実施できる体制を確立すること。

イ 業務の詳細

(ア) 屋内運動施設の管理諸室及び公園管理事務所の事務室の開設並びに従業員研修

- ・ 事業者は、開園以降、直ちに計画地の円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開園に先立って屋内運動施設の管理諸室及び公園管理事務所の事務室を開設すること。
- ・ 各業務担当者に対し、機械操作、危機管理対応、障害者・高齢者・外国人対応を含む接客対応、BCP 等、業務上必要な事項について教育研修を行うこと。

(イ) 設備等の試運転及び開園前の各種保守点検等

- ・ 防災公園の引渡しから供用開始までの間に、設備等の試運転の実施、及び開園前の各種保守点検等を行うこと。

(3) 予約方法整備・管理業務

- ・ 事業者が想定する予約開始日前までに、施設予約システムを整備すること。
- ・ 開園日前の予約申し込みに対し、県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うこと。
- ・ 施設予約システムの整備や予約受付等については、「第 6 運営業務に係る要求

水準」に準拠すること。

(4) 料金の収受業務

- ・ 利用規約に基づき、適切な利用料金の収受を行うこと。
- ・ 料金の収受については、「第6 運營業務に係る要求水準」に準拠すること。

(5) 広報業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災公園の情報提供、広報、広告に必要な資料等の作成、配布、管理等を行うこと。
- ・ 防災公園の写真データ等を第三者に使用させることができるものとするが、写真データに著作権が存在する場合には、権利者と協議のうえ、適切に対応すること。なお、防災公園の図面を使用する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 業務の詳細

- ・ 開業日の12ヶ月前までに防災公園を紹介するウェブサイトを開設し、随時更新すること。
- ・ 防災公園の概要や利用案内を記載したパンフレット・リーフレット等を作成すること。
- ・ 多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等）を活用した積極的な広告を企画、作成し、利用促進を図ること。
- ・ 各種問い合わせ等に対して、対応すること。

(6) 災害時等対応マニュアル作成業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、災害等の発生により、県が防災公園を基幹的広域防災拠点として開設することを決定した場合には、県の指示に従い、初動対応及び県の行う災害対応業務への協力を行うこと。
- ・ 利用時間内に大規模災害等が発生した場合は、従業員は速やかに利用者の身の安全を守るための避難誘導を適切に行うこと。
- ・ 利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、従業員は可能な限り速やかに参集し、防災公園内の建築物・公園施設・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 事業者は、運營業務開始前に、事業者の災害時等対応体制を定め、災害時等対

応マニュアルとして整備すること。災害時等対応マニュアルには、防災拠点の運営に関する県との役割分担、初動対応に係る協力体制、運営・支援方法及びその他必要な事項を記載することとし、内容は県と協議し、承認を受けること。

イ 業務の詳細

- ・ 事業者は、災害時等対応体制を定め、災害時等対応マニュアルを作成するに当たり、県と下記に示す事項について事前協議を行う。
 - 利用時間内及び時間外別の災害時の初動対応実施体制（緊急連絡方法、参集体制、参集に時間を要する場合の対策等）
 - 平常運用時の鍵の管理、利用時間外の開錠方法
 - 初動期段階の作業内容、県と事業者の役割分担
 - 初動期の従業員及び施設利用者の安全確保、避難誘導対策方法
 - 建築物・公園施設・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）
 - 初期消火活動等の応急対策
 - 拠点運用時の運営業務内容、維持管理業務内容
 - 防災公園を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（可動物の移動対応等）
 - 拠点運用時を想定した県が実施する訓練への協力・参加
- ・ 事前協議の結果を踏まえ、災害時等対応マニュアルを作成し、県の承認を得ること。
- ・ 災害時等対応マニュアルは、防災訓練の実施や同種のお事例での取り組みを踏まえ、実態にあうように更新を行うこと。

（7）開園式典及び内覧会等の支援業務

- ・ 県は、開園準備業務期間中に、県民や県関係者等を対象とした開園式典及び関連行事（テープカットやくすだま割り等を含む。）を企画・実施する。事業者は、これに協力すること。
- ・ 県は、開園式典と併せて内覧会の実施を想定しているため、施設内の各所に従業員を配置し、施設の説明や誘導を行うこと。また、提案により利用体験やデモンストレーション等を実施することができる。

（8）開園準備中の維持管理業務

- ・ 防災公園の引渡しから供用開始までの間の防災公園の維持管理を行うこと。
- ・ 供用開始前であることを踏まえて、「第7 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる建築物保守管理、設備保守管理、清掃、警備等を行うこと。

(9) 行政等への協力業務

- ・ 県と事業者は、運営・維持管理期間において対象施設を管理運営するパートナーとして、「第9 組織運営 1 基本的な考え方」を基に日常から、迅速な情報伝達と連絡調整に努め、各業務を円滑に遂行すること。

第6 運營業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

本事業の基本方針を踏まえ、拠点運用時には基幹的広域防災拠点として、平常運用時には県民の健康づくりや文化交流等、誰もが安全、快適に利用可能なサービスを提供する他、競技スポーツ環境の充実やイベントの実施等により、憩いと賑わいの場として、安定的な運営を実施すること。

(2) 業務の区分

上記に基づき、以下の業務（地方自治法第244条の2第3項に基づく、公の施設の指定管理者制度に伴う業務を含む。）を実施すること。

- ① 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ② 利用料金の収受及び還付業務
- ③ 施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務
- ④ 広報業務
- ⑤ 駐車場運營業務
- ⑥ スポーツ等各種イベントやその他の運營業務
- ⑦ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑧ 拠点運用時の施設維持管理運営支援業務
- ⑨ 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
- ⑩ 事業期間終了時の引継業務

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアとする。運營業務の構成と対象施設の関係を図表6-1に示す。

図表 6-1 運営業務の構成と対象施設の関係

			運営業務									
			業務 受付・予約管理・問い合わせ対応	利用料金の収受及び還付業務	貸出・管理業務	施設・区画・設備・什器・備品の	広報業務	駐車場運営業務	スポーツ等各種イベントやその他の運営業務	拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務	拠点運用時の施設維持管理運営支援業務	災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
防災公園エリア	西側	屋内運動施設	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		広場（人工芝）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		ふれあい広場（人工芝）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		広場（全天候型舗装）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		駐車場		○			●	●	●	●	●	●
	東側	公園管理事務所	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		多目的広場（1）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		多目的広場（2）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		芝生広場	●	●	●	●		●	●	●	●	●
		駐車場		○			●	●	●	●	●	●
神明公園 エリア	イベントゾーン	●	●	●	●		●	●	●	●	●	
	プレイロット	●	●	●	●		●	●	●	●	●	
	駐車場		○			●	●	●	●	●	●	

●：特定事業の対象範囲を示す。

○：特定事業の範囲として提案可とする。

空欄：特定事業の対象範囲外を示す。

（４）業務の対象期間

運営業務の対象期間は、供用開始から事業期間終了までとする。

（５）運営の基本要件（共通事項）

ア 休業日及び利用時間等

- 各施設の休業日及び利用時間については、事業者からの提案に基づき、県と協議の上定め、県は施設管理条例、施設管理規則を定めるものとする。
- 利用者ニーズや近隣住民への配慮等を踏まえ、適切な利用時間等の設定を行うとともに、適切な警備対策等を行うこと。

イ 利用形態及び予約の考え方

- ・ 利用者の利便性や安全性の高い施設、設備、備品等の貸出を行うこと。
- ・ 公序良俗に反する恐れのあるものや、防災公園の構造上又は管理上支障があるものについては、利用させないこと。
- ・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うこと。
- ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。特定の者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないよう留意すること。
- ・ 施設予約システムを導入し、利用者の利便を図ること。

ウ 利用料金設定の考え方

- ・ 施設・設備・備品等の利用料金については、県内類似施設等の利用料金を参考に、公の施設に相応しい基準額を事業者の提案を踏まえて県が条例等により設定する。
- ・ 事業者は、運営開始時点における利用料金を設定する場合、条例に規定した基準額を基準として、当該基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において利用料金を設定する。この場合、県の承認を得るものとする。
- ・ 事業者は、附属設備に料金を定めることができるものとする。この場合、施設の整備水準、利用内容、その他類似施設の整備状況等を勘案するなど、公の施設として相応しい設備内容、料金水準とすること。

エ 利用者ニーズの把握とサービス向上

- ・ 利用者や地域住民の意見要望の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行うこと。
- ・ 利用者ニーズを反映した運営を行い、サービス向上に努めること。

オ 地元自治体等との連絡調整

- ・ 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等と協調を図り利用促進活動に努めること。
- ・ 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等からの依頼等には誠意をもって対応すること。
- ・ 近隣地域への対応に当たっては、地域社会の一員であることを認識し、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等についても、積極的に取り組むこと。

カ 連絡調整対応

- ・ 運營業務計画の策定や運營業務の実施に当たり、運營業務責任者が中心となって、各業務担当者間で連携をとり、業務や事業内容を調整し、サービスの向上を図ること。
- ・ 県が主催する関連会議等に、統括管理責任者又は運營業務責任者等が参加すること。

キ 拠点運用時の支援の考え方

- ・ 防災公園は、平常運用時は公園として使用するが、拠点運用時は拠点運用時モードとして運用を行うため、災害発生直後は、県が防災拠点（拠点運用時モード）として使用できるよう、事業者は、「第5 2 （6）災害時等対応マニュアル作成業務」で作成したマニュアルの手順及び消防学校に配置された県職員の指示に従い、遅滞なく拠点運用時モードへの切り替えを行えるよう支援すること。
- ・ 災害発生直後は、速やかに利用者の避難誘導を行うと共に、計画地内の建築物、公園施設、設備の被害確認及び安全確認を行うこと。
- ・ 可能な範囲内で県の指示のもと、障害物撤去及び放置車両への所有者への移動要請等、運営の支援を行うこと。

2 業務の要求水準

（1）受付・予約管理・問い合わせ対応業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に総合案内、受付、利用予約の管理、問い合わせ対応を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 施設予約システムを整備すること。施設の予約については、県の施設予約システム（ネットあいち施設予約システム）を利用することも可能である。利用する場合は、開園する前年度までに県と協議すること。
- ・ 独自の予約・受付ツール、システム等を導入することを妨げるものではないが、県側と予約情報等について連携・共有するものとする。なお、県の施設予約システムを利用する場合は、情報の連携・共有はシステムの画面確認を通して行う。
- ・ 利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）については、県と協議して定めること。予約の確定、予約内容の変更、予約の取消しについては、記録を残すこと。

- ・ 事業者の提案を踏まえて県が定めた条例及び規則等により、適切に利用許可、取消し、中止等の事務を行うこと。
- ・ 利用者に対して、施設の利用方法や注意事項を説明すること。利用後には、施設や設備、備品に故障や破損がないか確認を行うこと。
- ・ 利用者の出入り、鍵の收受等を含めた施設、設備、備品の貸出方法は、事業者の提案とするが、利用者の利便性や安全性を高めること。
- ・ 窓口や電話、メール、HP 等での各種問い合わせに対し、適切かつ丁寧な対応を迅速に行うこと。
- ・ 問い合わせ対応等については、手法として事務室で一括、各施設の受付カウンターごとに対応等の方法が考えられるが、その手法について事業者の提案に委ねる。なお、内容については各業務担当者間で確実に共有すること。
- ・ 利用者からの苦情や要望等に対し、事実関係を確認のうえ、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者において判断が困難な場合は県と協議すること。

(2) 利用料金の収受及び還付業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件及び利用規約に基づき、適切に利用料金の収受・還付等を行い、管理すること。

イ 業務の詳細

- ・ 運営の基本要件及び利用規約案に基づき、利用料金を徴収・還付すること。
- ・ 利用料金の徴収方法については、受付での現金徴収のほか、利用者の利便向上を図るため、事業者の提案により、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済等のキャッシュレス決済による支払いに対応すること。
- ・ 利用料金等の納付期限及び還付等に関する手続方法を設定すること。
- ・ 施設利用の確実性の確保等（安易なキャンセルの予防等）のために、予約金、延滞金等の仕組みを設定することができる。運営・維持管理期間開始前に収受した予約金は、事業者の収入として計上してはならず、前受金としての特性を反映した適切な会計処理を行うこと。なお、利用日が運営・維持管理期間終了日以降の予約については、予約金を収受してはならない。

(3) 施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、利用者の利便性や安全性の高い施設、区画、設備、什器、備品等の貸出・管理を適切に行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 運営に関する施設、区画、設備、什器、備品等の点検・確認等を行い、利用者が常に安全に利用できるようにするとともに、備品の紛失・破損等が発生した際には、速やかに補充等すること等、適切な措置をとること。
- ・ 利用者ニーズに応じた必要な備品を用意すること。
- ・ 「貸出規則・規定」等を作成して区画、備品等の適切な貸出方法を設定し、貸し出し状況を常に把握すること。
- ・ 備品や用具の保管庫からの出し入れ・組み立て等を利用者が行う際、組み立てやセット方法の説明及び補助を行うこと。
- ・ 利用者に対し用具保管庫への備品の収納について指導を行い、常に整理整頓された状態を保つこと。
- ・ 神明公園エリアのイベントゾーンにおける火気の取り扱いに注意し、利用者に指導を行うこと。

(4) 広報業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に広報を行うこと。
- ・ 防災公園の情報提供、広報、広告に必要な資料等の作成、配布、管理等を行うこと。
- ・ 防災公園の写真データ等を第三者に使用させることができるものとするが、写真データに著作権が存在する場合には、権利者と協議のうえ、適切に対応すること。なお、防災公園の図面を使用する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 業務の詳細

- ・ 防災公園を紹介するウェブサイトを開設し、随時更新すること。
- ・ 防災公園の概要や利用案内を記載したパンフレット・リーフレット等を作成すること。
- ・ 多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等）を活用した積極的な広告を企画、作成し、利用促進を図ること。
- ・ 他の県有施設等との連携を積極的に図り、他の県有施設及び県内市町村等を紹介するポスターの掲示、パンフレット・チラシ等の配布を行い、相互の利用促進を図ること。
- ・ 各種問い合わせ等に対して、対応すること。

(5) 駐車場運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に駐車場の管理を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 各施設の利用時間、利用者ニーズや近隣住民への配慮等を踏まえ、適切な利開錠、閉門施錠時間の設定を行うとともに、適切な警備対策等を行うこと。
- ・ イベント等の開催により利用者の安全が損なわれないよう、必要に応じて人員を配置し、駐車場の車両誘導等を行うこと。

(6) スポーツ等各種イベントやその他事業の運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、県及び県内公共団体が主催する各種イベントに協力し、それ以外の第三者が主催する事業を支援するとともに、スポーツ等の各種イベント・その他事業の企画・運営を提案すること。
- ・ 総合的な学習の時間における利用、遠足等児童生徒の利用、学校行事促進に積極的に取り組むこと。
- ・ 各種団体へ誘客活動を行うこと。
- ・ 県以外の主催者（事業者も含む。）がスポーツ等の各種イベントやその他事業の運営を行う場合、事業者は、下記「配慮事項」及び「事業計画書で記載を求める事項」に基づき、主催者（事業者も含む。）が作成した「事業計画書」を県へ提出し、県の許可を得ること。

(ア) 配慮事項

- ・ 公の施設であることを念頭に置いた良識あるものとし、公序良俗に反する恐れのある利用や県民の批判を招くこととならないようにすること。
- ・ 防災公園内で同時に他団体が実施する事業に影響ないよう配慮すること。
- ・ 拠点運用時に防災拠点として使用する諸室・場所を用いる場合には、拠点運用の妨げにならないよう対策を施すこと。

(イ) 事業計画書で記載を求める事項

- ・ 事業目的、実施者（緊急連絡先）、事業内容、実施日時、実施場所、利用対象者、料金設定、使用設備（搬入設備含む）、災害発生時の注意喚起内容と方法、災害発生時の主催者による初動対応方法（初動体制・避難誘導・点検・可動物移動等）、主催者と関係者の役割分担・連絡調整方法等

イ 業務の詳細

(ア) 県及び県内地方公共団体が主催する各種イベントへの協力

- ・ 事業者は、県及び県内地方公共団体が主催する各種イベントに対し、各施設の優先的な確保や、駐車場誘導などの協力をする。協力の内容については、通常業務の範囲内を前提とし、県と別途協議すること。
- ・ なお、県は基幹的広域防災拠点という位置付けを踏まえ、防災訓練、防災啓発・人材育成事業や防災ビジネス支援等事業（総合防災訓練、消防操法大会、防災フェスタ等、年間平日6日、休日3日程度）の開催場所として活用することを想定している。
- ・ 県が主催するイベントの企画・運営費は、県が予算確保し、県が負担（光熱水費を含む。）するものとするが、施設の利用料金等については無償とすること。
- ・ 県以外の県内地方公共団体が主催する事業については、その主催者に対し施設の利用料金等を徴収することができる。

(イ) 第三者が主催する事業の支援

- ・ 事業者は、主催者による大会・イベントの運営が円滑に行われるよう、必要に応じて事前の打ち合わせ等を行うなど、第三者が主催する大会・イベントの運営を支援することとする。
- ・ 大会・イベント時においては、参加者と一般利用者等との混乱が生じないように、適宜臨時の案内サインを配置し、ポール、ロープ等で動線のコントロールを行う等の対応を行うこと。また、ロッカーや更衣室に関して、混乱が生じないように、利用区分を設ける等の措置を講じること。
- ・ 事業者は施設の利用料金等を主催者から徴収することができる。
- ・ 事業者は、施設の使用法により特別に官公庁等に届出が必要な場合は、関係法令に従って手続を行うよう主催者等に対し指導を行うこと。

(ウ) 事業者が主催するスポーツ等の各種イベント・その他事業の企画・運営

- ・ 事業者は、防災公園を活用したスポーツ等の各種イベント等の事業の企画・運営を実施すること。なお、イベントの内容については事業者の提案による。
- ・ 事業者が主催するイベントの内容によって、県と共催（共同開催・一部経費負担）できる場合がある。共催について県へ協議すること。
- ・ なお、県、県内地方公共団体又は第三者との共催イベント等（特に豊山町が行うイベントとの共催イベント）の企画・運営を実施することを期待する。

(7) 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務

ア 災害時等対応マニュアルに基づく避難誘導・安全管理（点検）対応

- ・ 事業者は、「第5 2 (6) 災害時等対応マニュアル作成業務」で事前に作成した「災害時等対応マニュアル」に基づき、利用時間内に大規模災害や事故、テロなどが発生した緊急時は、速やかに従業員及び利用者の安全確認・避難誘導を適切に行うこと。また、建物被害の発生状況を確認するための点検を速やかに実施すること。
- ・ 火災等の発生を確認した場合は、可能な範囲で初期消火活動を実施しつつ、消防への通報を行うと共に、県への報告を行い、被災を最小限に食い止めるよう対処すること。
- ・ 点検により、建物や公園施設の被害の発生が確認できた場合は、速やかに県への報告を行い、県の指示により事業再開に向けた応急復旧対応を行うこと。
- ・ 県が防災公園を拠点運用時モードとして使用すると意思決定し事業者に伝達した際には、可能な限り速やかに避難誘導・安全管理（点検）等を実施すること。
- ・ なお、利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、従業員は可能な限り速やかに参集し、計画地内の建築物・公園施設・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後は、県の指示に基づき、建築物・公園施設・設備・外構施設の運営について協力すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時に事業者が行う業務は後述の「(ア) 拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務」とし、事業者は県の指示に従い最大限の支援をすること。
- ・ 当該避難誘導・安全管理（点検）対応は、事業者が自ら主催者として実施する運営業務に限定するものとする。
- ・ 安全管理（点検）対応は、事業者が自ら主催者として実施する運営業務に限定せず、県・各種団体等その他第三者が運営業務を主催する場合についても県・各種団体等その他第三者と協力し、避難誘導・安全管理（点検）の対応を行うこと。

(ア) 拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務

- ・ 従業員の安全確保
- ・ 施設利用者の避難誘導
- ・ 建築物・公園施設・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）

- ・ 初期消火活動等の応急対策
- ・ 計画地を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（障害物の撤去等）
- ・ 建築物・公園施設・設備・外構施設の応急復旧作業（軽易ながれき撤去等を含む。）
- ・ その他施設管理者としての復旧対策

（イ）拠点運用時及び緊急時における安全管理（点検）の実施分担の基本方針

- ・ 対象施設を使用・管理する者が、初動時の安全管理（点検）を実施する。
- ・ 事業者が直ちに参集できない場合、事業者は県へその旨を報告し、可能な限り速やかに参集し被害の確認及び安全管理（点検）を実施する。なお、実施が困難な場合、初動対応を県が代替する等協力する。（上記の代替可）

イ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後の対応（環境確保）

- ・ 県にて防災公園を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した場合、県は事業者はその旨速やかに連絡を行う。
- ・ 事業者が施設を利用している場合には、事業者は、あらかじめ策定した災害時等対応マニュアルに基づき、拠点運用時モードとして使用するための環境確保を行うこと。
- ・ 事業者は、利用時間外（機械警備による警備時間を含む。）に災害が発生し、環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨、県に報告すること。
- ・ 施錠される施設の引き渡しについて、事業者が管理する施設の開錠は基本的に事業者が行い、県が施設管理を引き継ぐものとする。ただし、夜間等運営業務時間外（機械警備による警備時間を含む。）など、事業者が速やかに開錠できない場合を想定し、県に対しマスターキーを事前共有するなどの方法により、県側でも開錠可能とすること。

（８）拠点運用時の施設維持管理運営支援業務

- ・ 事業者は、県が防災公園を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した後は、県の指示のもと、可能な範囲で活動拠点場所確保のための障害物撤去及び駐車場における放置車両への所有者に対する移動要請等の運営支援を行うこと。ただし、具体的な施設維持管理運営支援業務の内容、頻度等について協議・調整を行い、適切に実施すること。また、平常運用時のサービス購入料Bから拠点運用時の費用が増減した場合については、特定事業契約書に定めるところにより措置する。

(9) 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務

- ・ 事業者は、「災害時等対応マニュアル」に定めた体制を災害時に円滑に遂行できるよう、災害が発生した後の安全確認から県が計画地を拠点運用時モードとして使用するまでの事業者の役割、活動について平時から確認し、従業員の育成を行うこと。
- ・ 前項の体制整備に当たり、事業者は、年1回以上の研修若しくは訓練を実施し、県に実施報告を行うこと。なお、研修若しくは訓練実施に当たり、県が計画地で実施する総合防災訓練の機会を活用することができる。

(10) 事業期間終了時の引継業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県又は県が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行うこと。
- ・ 事業期間終了後の運営体制等は未定であることから、存続期間終了後の施設利用に係る予約の引継ぎ等の詳細については、存続期間終了前に県と事業者との協議により決定することとする。

イ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了前までに建物劣化調査等を実施のうえ、建物劣化調査報告書を県に提出し確認を受けること。また、建物劣化調査後から運営期間終了時までに要求水準を充足するよう必要な修繕を実施するものとし、実施に当たっては修繕計画書を県に提出し確認を受けること。
- ・ 本事業の実施のために事業者が所有する資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとする。ただし、県又は県の指定する者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができ、特定事業契約書(案)「契約終了による事業者所有資産の取扱い」において示す。なお、引継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとする。
- ・ 事業期間終了時には、県の求めに応じ現地説明、資料の提供、防災公園の運営に係る関係者への紹介等、必要な協力を行うこと。
- ・ 調達した消耗品の引継ぎに関して、県又は県の指定する者と協議すること。
- ・ 防災公園各所の鍵を、鍵リストを添えて、県又は県の指定する者に引き継ぐこと。
- ・ 利用者に貸し付ける備品や防災公園内に保管する県の財産等について、県又は県の指定する者と引継書を取り交わすこと。

第7 維持管理業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務は、防災公園の供用開始から事業期間終了までの間、防災公園の所期の機能及び性能等を常に発揮可能な最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用に資することを目的とする。

(2) 業務実施の考え方

事業者は、実施体制、実施工程及び次のことを充足した維持管理業務計画書を維持管理業務開始前までに作成し、県の承諾を得て業務を実施すること。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。本書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」を参考とし、業務を実施すること。

- ・ 関係法令・技術基準等を遵守すること。
- ・ 予防保全を基本とすること。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアが有する機能及び性能等を保つこと。
- ・ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務を実施すること。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアの環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源、省エネルギー化を図ること。
- ・ ライフサイクルコストを削減すること。
- ・ 植栽維持管理・清掃については、計画地外の消防学校、豊山町エリア及び神明公園と連携して実施すること。

(3) 業務の区分

維持管理業務は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、計画地を対象範囲とする。

また、維持管理業務の区分については、次のとおりとする。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 公園保守管理業務
- ③ 設備保守管理業務
- ④ 什器・備品保守管理業務
- ⑤ 衛生管理・清掃業務

- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 植栽維持管理業務
- ⑨ 外構施設保守管理業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

(4) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

(5) 拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い

拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱いについては、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について県と協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。

(6) 事業期間終了時の水準

「第7 維持管理業務に係る要求水準」で求める要求水準が、事業期間終了時においても維持可能な状態であること。

2 業務の要求水準

(1) 建築物保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災公園における建築物の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、修繕、更新（以下「修繕等」という。）を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 建築物保守管理業務の対象範囲は、計画地の建築物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床及び階段等各部位とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること。管理要員を常駐とするかは提案に委ねる。
- ・ 日常（巡視）保守点検、定期保守点検を適切に行い、部材の劣化、破損、腐食及び変形等（以下「劣化等」という。）について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化等がない状態に保つこと。
- ・ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要性が生じた場合の被害拡大防止に備えること。
- ・ 建築物台帳を整備し、適切な建築物管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園施設・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。
- ・ 関係法令等の定めるところにより、点検を実施し、関係機関に対し定期報告を行うこと。

（２）公園保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアの機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、修繕等を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染の防止や災害被害の低減を図るとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 公園保守管理業務の対象範囲は、防災公園エリア及び神明公園エリアにおける各種広場、イベントゾーン、プレイロット・健康器具等である。

ウ 業務の詳細

- ・ 公園保守管理業務のための管理要員を配置すること。
- ・ 日常（巡視）保守点検、定期保守点検を適切に行い、部材の劣化等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕を行い、部材の劣化等がない状態に保つこと。

- ・ 日常（巡視）保守点検は毎日行うこと。
- ・ プレイロット・健康器具等については、点検により遊具の安全を確保するとともに、安全管理、衛生管理、水質管理等について特に留意すること。
- ・ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・ 公園管理台帳を整備し、適切な公園管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園施設・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。
- ・ 関係法令等の定めるところにより、点検を実施し、関係機関に対し定期報告を行うこと。

（３）設備保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災公園における設備の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、設備の運転・監視及び修繕等を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 設備保守管理業務の対象範囲は、本事業において、事業者の設計に基づき事業者及び県が整備した計画地内の全ての設備とする。

ウ 業務の詳細

（ア）運転・監視

- ・ 安全に留意し、各設備の能力を十分に発揮させ、効率の良い運転を行うこと。
- ・ 防災公園内を定期的に巡視し、諸室の環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。なお、設備の遠隔監視により諸室の環境状態の確認を行うこともできる。
- ・ 各設備の電流、電圧、圧力、温度等は、あらかじめ定められた時間に確認し、絶えず電源負荷状態及び各設備の稼動状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。

- ・ 運転中は、異常発見に留意し、事故の発生を未然に防止するとともに、不測の事故発生時には、その拡大を防止し、二次災害の発生を抑えるよう、日常作業基準等を作成し、運転・監視の習熟訓練を行うこと。
- ・ 各機能・諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等に対応し、各設備を適正な操作によって効率良く運転・監視すること。
- ・ 各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、障害となるものを発見した場合は、除去若しくは適切な対応を行うこと。

(イ) 法定点検

- ・ 関係法令等の定めるところにより、点検を実施すること。
- ・ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、更新等。以下同様とする。）により対応すること。

(ウ) 劣化等への対応

- ・ 劣化等について調査・診断・判定を行い、適切な方法により対応すること。

(エ) 故障・苦情対応

- ・ 申告やアラーム等により発見された軽微な故障については、速やかに修理を行うこと。
- ・ 利用者からの苦情、要望及び情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。
- ・ 故障、苦情発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに県に報告すること。

(オ) 設備台帳の整備

- ・ 設備台帳を整備し、適切に設備管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園施設・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(カ) 業務改善

- ・ 設備の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する設備の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。
- ・ 設備に関する調査・研究を行い、設備の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する設備についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(4) 什器・備品保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設運営上必要となる備品等について、適宜、修繕等を行い、性能及び機能を維持すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 什器・備品保守管理業務の対象範囲は、本事業において設置した什器・備品全てとし、事業期間中に購入した什器・備品に関しても対象とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 修繕等

- ・ 施設運営に支障をきたさないよう、施設運営上必要な備品等について、適宜、点検、保守、修繕を行い、性能及び機能を維持するとともに、修繕不能な程度まで性能及び機能の低下した備品等については、随時更新を行うこと。

(イ) 備品台帳の整備

- ・ 備品台帳を整備し、適切に備品管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園施設・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(ウ) 業務改善

- ・ 備品等の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する備品等の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。
- ・ 備品等に関する調査・研究を行い、備品等の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する備品等についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(5) 衛生管理・清掃業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設及び計画地を美しく衛生的に保ち、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、衛生管理・清掃業務を実施す

る。

- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 衛生管理・清掃業務の対象範囲は、計画地全体（県が管理する雨水調整池・幹線水路の整地・維持管理業務は対象外とする。）とする。
- ・ 計画地外の消防学校、豊山町エリア及び神明公園と連携して清掃を行うこと。
- ・ 特に大規模な催事の際は、県と協議の上、周辺道路や計画地外の神明公園についても可能な範囲で衛生管理等を行うこと。なお、その際は、道路管理者及び公園管理者との調整の上、清掃を実施すること。
- ・ 拠点運用時等の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」及び「(11) 拠点運用時及び拠点運用終了後における現状復旧」に示す。

ウ 業務の詳細

（ア）清掃業務

- ・ 建築物内外の仕上げ面（空調吹き出し口等の設備を含む。）及び家具・什器等を適切な頻度・方法で清掃すること。
- ・ 仕上げ材の性質等に対応した日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せた作業計画を立案・実施し、施設の利用者及び事業者が快適に施設を利用できる美観と衛生性を保つこと。
- ・ 美観を保ち、利用者及び通行者の安全を確保するための草刈り、芝刈り、除草、落ち葉掃きなどを適切に行うとともにガラスの破片・くぎ等の危険物を除去すること。
- ・ 屋外トイレは日常的に清掃を行うこと。

（イ）一般廃棄物処理業務

- ・ 防災公園で発生する塵芥、生ごみ、不燃物、危険物等を分別・回収し、施設内の廃棄物集積場に一時保管し、適切に搬出・処分すること。
- ・ ごみ置き場は常に清掃し、周辺の美化に努めること。

（ウ）害虫駆除業務

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫・ネズミ等を駆除すること。
- ・ 防災公園内において、公園利用者に危険が及ばないよう、必要に応じて、蜂や毛虫等の駆除を行うこと。

(6) 保安警備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアを円滑に運営するため、不審者の侵入、火災、盗難等の防止及び出入り者のチェック、管理並びに各種不正、不法行為等（以下「犯罪等」という。）の警戒を実施する。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。
- ・ 機械警備を原則とし、警備員を常駐とするかは提案に委ねる。

イ 業務対象範囲

- ・ 保安警備業務の対象範囲は、対象施設、計画地及び計画地外周とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 業務の基本方針

- ・ 計画地、施設、諸室の用途、規模、利用時間及び利用状況等を勘案し、県と協議のうえ、適切な警備計画を立て、犯罪等の防止に努めること。
- ・ 警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。
- ・ 警備業法、消防法等の関係法令及び関係機関の指示等を遵守すること。

(イ) 従業員又は警備員による警備等

- ・ 従業員又は警備員については、導入する機能や施設の構成等に対応して、必要となる十分な人員を確保すること。なお、提案により機械警備により対応することも可とする。
- ・ 警備業務の内容は、以下のとおりとする。
 - 入退館者の監視・管理
 - 不審者、不審車両の侵入防止
 - 不審物、放置物の発見・処置
 - 施錠管理
 - 文書・物品等の収受及び引継ぎ
 - 拾得物・遺失物の管理及び記録（県警本部（管轄警察署）と協議し、落し物の一時保管、遺失物の申出等受付を行うなど遺失者の利便性に配慮）
 - 急病、事故、犯罪、災害等発生時及びその他の異常発見時の初期対応
 - 火の元及び消火器・火災報知器等の点検
 - 諸室の戸締り・消灯の確認

(ウ) 機械警備

a 共通

- ・ 機械警備業者への通報装置等機器を設置し、外部からの不審者等の早期発見や早期対応が可能となるような体制を通年及び全日整えること。
- ・ 屋内及び屋外の必要な箇所（出入口等）に監視カメラを設置し、警備会社の中央監視室・警備室等のモニターで監視及び安全確認が行えるようにすること。録画を行い、データを最低2週間保持すること。
- ・ 従業員が執務する事務室からもモニターで確認可能とすること。

b 屋内運動施設及び公園管理事務所

- ・ 開館時間を考慮し、警報機器を整備し、当該機器及び自動火災報知装置により伝達される「異常」の有無を開館時間外において間断なく監視し、「異常」に対して必要な対処を行うこと。なお、監視の種別は、侵入及び火災とする。
- ・ 施設が無人となり、警報機器から警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報機器から警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし、自動火災報知装置により伝達される異常の有無については、終日警備とする。
- ・ 異常情報を受信したときは、事務室等及び警備会社に発報し、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止に当たること。また、県に異常事態の内容を速やかに電話等で報告し、その後、異常事態の内容や措置状況等の詳細を書面で報告するものとする。なお、県への連絡体制については、協議の上定める。
- ・ 異常事態の発生に際し、必要に応じ警察機関、消防機関等に通報し緊急出動を要請するものとする。

(7) 修繕・更新業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、県と事業者の協議によって定める中長期修繕計画書に基づいて、施設全体の修繕等を実施する。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時等の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対

応業務」及び「(11) 拠点運用時及び拠点運用終了後における現状復旧」に示す。

イ 業務対象範囲

- ・ 対象範囲は、計画地全体とし、各種保守管理業務と一体的に実施すること。

ウ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了時において、施設の全てが当初の本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で県へ引き継げるようにすること。なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアの機能及び性能を適切に維持するとともにライフサイクルコストの低減を図るため、県と協議を行ったうえで中長期修繕計画書を毎年確認し、必要であれば変更を行い、修繕の実施を行うこと。
- ・ 日常のメンテナンスは事業者負担とし、1件当たり250万円を超過するような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議によって定める。
- ・ 要求水準を満たすよう、運営・維持管理期間中に、協議の結果を反映した中長期修繕計画書に基づき修繕等を行うほか、必要となる資料を整備すること。
- ・ 修繕更新状況は、建築物、公園等のデータベースに記録し、適切に中長期修繕計画の更新に活用すること。

(8) 植栽維持管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・保守・修繕・交換処理を行う。
- ・ 落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 植栽維持管理業務の対象は、計画地全体の植栽とする。
- ・ 計画地外の消防学校、豊山町エリア及び神明公園と連携して植栽維持管理を行うこと。

ウ 業務の詳細

- ・ 植栽等の植物を保護・育成・処理して豊かで美しい環境を維持すること。
- ・ 状況と植物の種類に応じて適切な方法により、施肥、散水及び病害虫の駆除な

どを行い、植栽を良好な状態に保つこと。

- ・ 樹木が折れたり倒れたりすることのないよう管理し、必要な剪定等を行うこと。
- ・ 「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に基づき、業務を行うこと。

(9) 外構施設保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、外構施設について、修繕等を行う。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 外構施設保守管理業務の対象は、計画地内の外構施設とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 外構施設全般において、日常的に清潔・美観を保つこと。
- ・ 排水設備、街灯照明などの外構施設が正常に作動するように点検・維持し、必要な修繕等を行うこと。
- ・ 園路及び駐車場については、段差、ひび割れ、わだち掘れ、ポットホール等により、想定する車両及び歩行者において、安全性、機能性、美観を損なうようなことがないよう維持すること。
- ・ 計画地外の外構を管理する施設管理者と連携し、保守管理を行うこと。

(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

ア 基本的な考え方

- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応については、あらかじめ県と協議し、維持管理業務開始までに災害時等対応マニュアルを作成すること。なお、変更する場合も県と協議すること。
- ・ 県が防災公園を利用すると意思決定した後の拠点運用時は、県の指示を受けて、維持管理・応急復旧対応を行うこと。

イ 業務対象範囲

- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務の対象は、計画地内の建築物、公園施設、設備、外構施設とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 災害時等対応マニュアルの作成

- ・ 事業者は、地震等が発生した災害時等、及び、事故及びテロ等が発生した緊急時における維持管理業務を適切に継続するため、あらかじめ、災害時等対応マニュアルを作成し、県に提出し、承認を得ること。

(イ) 緊急時の対応

- ・ 災害等発生を含む緊急時は、災害時等対応マニュアルに基づき、直ちに建築物、公園、設備、外構施設等について点検を行い、県の指示に従い、必要な措置をとるとともに、状況について県に報告すること。
- ・ 災害時等対応マニュアルに基づき、維持管理業務を適切に継続すること。適切に継続することが困難な状況が生じた場合、その旨を県に報告し、以降の業務継続について県と協議・調整を行うこと。

(ウ) 拠点運用時における維持管理業務と応急復旧対応

- ・ 拠点運用時において、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。
- ・ 県が防災公園を拠点運用時モードとして利用すると意思決定した後、利用に際して、通常の修繕・更新の範囲に収まらないと考えられる軽易ながれきの撤去、一般廃棄物等の処理及び建築物や設備等の早期利用のための応急復旧が必要となる可能性がある。これら応急復旧の対応が必要と県が判断した場合、事業者は県と協議・調整し、分担して応急復旧を行う。応急復旧に基づく費用については、原則県にて負担する。

(1 1) 拠点運用時及び拠点運用終了後における現状復旧

- ・ 拠点運用に起因し発生した施設の損傷・汚損に対する現状復旧費用は県が負担する。

第8 任意事業

1 基本的な考え方

- ・ 任意事業実施企業は、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、自らの責任及び費用負担で行うことができる。なお、落札者選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

2 任意事業の企画・実施

- ・ 応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む。）及び事業者と連携する企業は、計画地において、都市公園法第2条第2項の政令で定める施設等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、関係法令及び県との協議を踏まえたうえで、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。
- ・ 任意事業のために使用する設備は、拠点運用時に迅速な移動撤去等が可能な建築物、公園施設、工作物及び車両等とするが、防災拠点の機能を阻害しない事業であれば、県との検討協議のうえ、常設等も可能とする。ただし、愛知県都市公園条例・豊山町都市公園条例等に基づき公園施設設置許可等が必要となることについて留意すること。
- ・ 防災公園の一部を占有して使用する場合には、必要な範囲については有償にて貸し付けるものとし、使用料は「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」に基づき、運営・維持管理期間中、使用料を県が事業者から徴収する（有償）ため、必要な手続きを行うこと。なお、任意事業については、施設利用者等の利便性、公益性が高いと認められれば、無償又は減免の措置を講じる。また、本施設の土地価格（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により定められた相続税課税標準価額）の変動その他物価変動等によって適用する細目料金（月額使用料単価）を改訂又は変更した場合は、当該改訂又は変更後の細目料金を適用する。

第9 組織運営

1 基本的な考え方

- ・ 対象施設を運営・維持管理するに当たって必要な人材を確保・育成し、適切な役割分担のもとで能力を十分に発揮させることにより、効果的かつ効率的、総合力のある組織体制を構築すること。
- ・ 本事業全体を統括する統括管理責任者を配置するとともに、施設・設備の設計、建設や運営・維持管理等の各業務の業務責任者も配置し、的確に業務を遂行すること。
- ・ 各業務の実施に必要な専門知識や経験、資格を備えた従業員を配置すること。
- ・ 業務が確実に遂行可能なよう、関係法令を遵守し、適切な雇用形態や勤務体制により必要な人員を確保すること。

2 組織体制

(1) 統括管理責任者及び業務責任者の配置

ア 統括管理責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）、開園準備業務、運営業務、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を配置すること。
 - a 個別業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に参加し、事業の状況等を説明できる者
 - c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な意思決定ができる者
- ・ なお、開園準備期間及び運営・維持管理期間については、各々が担うべき役割を確実に遂行できる場合に限り、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼務することができる。
- ・ 統括管理責任者の頻繁な変更は避け、事業期間における統括管理業務の質の維持、向上の確保に努めること。統括管理責任者を変更する場合には、当該業務の質の維持、向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うこと。

イ 業務責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）、開園準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、それぞれの業務の期間を通じ、次の要件を全て満たす業務責任者を配置すること。
 - a 担当業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に参加できる者

- c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- ・ 設計業務、開園準備業務、運営業務、維持管理業務は1名、建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）は2名の業務責任者を配置することとし、1名は工事監理業務の責任者とする。なお、工事監理業務の責任者は設計業務の責任者を兼務することができる。
- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとし、構造設計に従事するものは、構造一級建築士の資格を有すること。

ウ 県への報告

- ・ 統括管理責任者及び各業務責任者の配置については、各業務の開始前までに県へ報告し、承認を得ること。
- ・ なお、やむを得ず事業期間中に統括管理責任者を変更する場合は、新たな統括管理責任者の勤務開始日までに、速やかに変更内容を県に説明し、県の承諾を得たうえで、統括管理責任者届を提出すること。業務責任者を変更する場合は、新たな業務責任者の勤務開始日までに、速やかに県に業務責任者届を提出し、承認を得ること。

エ 統括管理責任者及び業務責任者の支援体制

- ・ 統括管理責任者又は業務責任者が休暇等で一時的に不在にする間も、各業務が円滑に実施されるよう、必要な支援体制を構築すること。

（２）業務担当者の配置

- ・ 設計業務、建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）、開園準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、事業期間中、各業務の内容に応じて必要な知識及び技能を有する者を、業務担当者として配置すること。また、各業務を遂行するに当たり、法令等により特定の資格を有する者の配置が定められている場合は、当該資格を有する者を業務担当者として配置すること。
- ・ 業務担当者の配置は、事業者の提案によるが、各業務を確実に円滑に実施するために必要な体制をとること。
- ・ 設計業務における業務担当者のうち2名は、下記いずれかの資格等を有するものとする。なお、当該業務担当者は、県が直接発注する造園・土木工事の設計業務に配置する管理技術者・照査技術者を兼ねるものとする。
 - ① 技術士（総合技術管理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））
 - ② 国土交通省登録技術者資格（都市公園等－計画・調査・設計）
 - ③ 資格保有者と同等の能力と経験を有する技術者であり、10年以上の同種・

類似業務の実務経験（登録前を含む。）

（３）緊急時の体制

- ・ 災害、事故、犯罪等により防災公園において緊急事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、直ちに必要な措置を講じることができるよう、事業者及び県を含む関係者間の緊急連絡体制を構築すること。

３ 適切なモニタリング体制の構築と円滑な運用

（１）モニタリングの目的

- ・ 県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

（２）モニタリングの方法

- ・ モニタリングの具体的な方法については特定事業契約書において定める。

（３）モニタリングの実施時期及び概要

ア 設計に関するモニタリング

- ・ 県は、事業者によって行われた設計が、特定事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、設計の内容が特定事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は是正を求めることができるものとする。なお、イからキにおいても同様に、工事や業務等の内容が特定事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、修補又は改造、是正を求めることができるものとする。

イ 建設に関するモニタリング

- ・ 事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとする。また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとする。
- ・ モニタリングの対象となる工事の範囲は屋内運動施設及び公園管理事務所に限るが、工事監理については、屋内運動施設及び工事監理事務所に限らず、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア、神明公園エリアを対象とする。

ウ 工事完成に関するモニタリング

- ・ 事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けることとする。この際、県は、施設の状態が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか否かについて確認を行う。
- ・ モニタリングの対象となる工事の範囲は屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。

エ 運営に関するモニタリング

- ・ 県は、運営業務において、定期的にその実施状況を確認する。

オ 維持管理に関するモニタリング

- ・ 県は、維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認する。

カ 任意事業に関するモニタリング

- ・ 県は、任意事業において、定期的にその実施状況を確認する。

キ 財務状況に関するモニタリング

- ・ 事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県に報告するものとする。

ク 会議体の設置

- ・ 県は、モニタリングを行う上で意見を取り入れるため、豊山町と会議体を設置し、必要に応じ事業者の出席を求めることができるものとする。

※用語の定義

本書において使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

用語	定義
事業者	本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
応募者	応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
応募グループ	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
構成員	応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
代表企業	応募グループにより応募する場合に構成員の中から定める、応募手続を行う企業をいう。
計画地	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第２期・防災公園）の計画地をいう。（図表 1-1 参照）
入札説明書等	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）、落札者決定基準、様式集及び記載要領等をいう。
点検	建築物等の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	建築物等の所期の性能及び機能を維持する目的で、周期的若しくは継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
運転・監視	施設運営に必要な建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（所期の水準）若しくは実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいう。下記の大規模修繕を除く。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。
大規模修繕	劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるために性能・機能を一度に（大規模に）改修することをいう。 事業者が作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について行う修繕を対象とする。

用語	定義
予防保全	劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して、故障や不具合が発生する前に、必要な日常点検・定期点検・修繕等を実施することをいう。
特定事業契約	本事業の実施に関し、PFI 法に基づいて愛知県議会の議決を経た後に県と事業者との間で締結される愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）特定事業契約をいう。
修繕等	点検、保守、修繕、更新をいう。
劣化等	劣化、破損、腐食及び変形等をいう。
防災拠点	愛知県基幹的広域防災拠点をいう。
本事業	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）をいう。
大規模災害（時）	愛知県地域防災計画での第 3 非常配備体制を敷く目安となる災害を大規模災害とする。例えば、愛知県内では、震度 5 強以上を観測する地震や大規模な風水害を指す。大規模災害時とは、震度 5 強以上を観測する地震が発生したときや、東海地震の警戒宣言が発表されたとき、風水害などの大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときから、平常運用時に戻るまでの期間を指す。
災害（時）	災害とは、地震、津波、暴風、竜巻、洪水などの異常な自然現象とし、上記「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害とする。災害時とは、「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害が生じた時点から平常時に戻るまでの期間を指す。
災害時等	災害時、大規模災害時、拠点運用時及び緊急時を指す。
拠点運用時	愛知県又は周辺地域において大規模災害が発生し、県内又は周辺自治体から応援要請を受けて、災害対策本部室の決定で、基幹的広域防災拠点を開設すると判断した時から拠点が閉鎖されるまでの期間を指す。 ※愛知県が災害時や平常運用時でも、他県からの応援要請で基幹的広域防災拠点が開設される可能性がある。
平常運用時	上記「拠点運用時」を除いた運用期間を指す。
緊急時	大規模災害・災害の発生に限らず、例えば火災（放火）・停電・感染症・テロなどが発生し、緊急対応が必要な場合を指す。
広域物資輸送拠点	広域物資輸送拠点とは、国の調整によって供給する物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点を指す。防災

用語	定義
	拠点では、防災公園（西側）エリア（屋内運動施設、広場、駐車場）での展開を予定している。
事業者の初動対応	事業者における大規模災害及び災害が発生した時の初動期の対応行動を指す。事業者において従業員の安全確保、拠点利用者の避難誘導、拠点の安全管理（点検）、初期消火活動等の応急対策、施設の応急復旧作業等の業務を指す。
避難誘導	施設の利用者が安全かつ迅速に避難できるよう避難先へ誘導する行為を指す。避難誘導先（近隣の避難所：新栄小学校等）について、計画地外での確保が可能かを関係先と調整している。なお、イベント時の避難誘導についてはイベントを開催する前に別途計画を定めること。
初期消火活動	建築物・備品等の点検（被災箇所の確認）時に発見した発火に対して、消火する活動を指す。消防への通報による対応を含む。
初動対応時の応急復旧	事業者は、初動時の建築物・外構施設等の点検後、確認できた建物被害等（ガラスの飛散、天井落下、設備の倒壊等）について、拠点運用体制を確保するために必要な空間と環境を生み出すために、迅速に応急・復旧対策を講じる行為を指す。 ※拠点開設体制の確保のための応急復旧の具体的なイメージ：軽易に実施可能な障害物の除去、災害活動における通行確保、機器利用等に支障のない範囲での空間確保等 ※軽微な応急復旧に含まれない修繕を伴う事項の扱いは、不可抗力に該当するかどうかの問題を伴うため、別途定義する。
可動物の移動	防災拠点として利用環境確保を行い、愛知県に引渡しを行う時の対応として求めるもの。対処方法は事業者の提案に委ね、事業者自らでなく他者による業務代行の余地も考慮する。環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨を愛知県に報告し、事後の対応について協議することを規定し、県にて代替対応することを定める。なお、ここで示す「可動物」とは、事業者がイベント実施時に用いる音響機器などの事業者管理の各種設備や、イベント参加者や公園利用者のテント等の個人所有物等を指す。 避難行動後に残された個人所有物は、忘れ物の扱いと同様に移動・保管する。駐車場の自動車は、移動を促す放送を求める対応を行う。軽易に撤去可能ながれき等の災害廃棄物として扱うものは、前述の応急復旧の定義に含み、除去するものとして取

用語	定義
	り扱う。
広域搬送拠点臨時医療施設 SCU	拠点運用時に、傷病者を被災地外の災害拠点病院などへ搬送する広域医療搬送を行うために設置される医療施設。トリアージや初期診療などを行い、被災地内の応急救護所としての役割も受けもつ。災害派遣医療チーム DMAT が活動する場所。Staging Care Unit の頭文字をとって SCU と略称される。
災害派遣医療チーム DMAT	災害現場で救命措置等に対応機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）を指す。Disaster Medical Assistance Team の略。
拠点開設から事業再開までのタイムライン	基幹的広域防災拠点の利用を決定し、開設、活動、拠点閉鎖、事業者への引渡し、事業再開の時間的な流れを示したもの。タイムラインについては、守秘義務資料を参照すること。設定に当たっては、「愛知県基幹的広域防災拠点における災害時タイムライン等検討業務報告書」（R4/2）を参照している。
災害活動従事者	県職員、自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE、トラック協会団体等の各種団体（その会員）、及び、災害対応支援を行う事業者従業員、ボランティア等、災害活動に携わる従事者を指す。